

募集要綱に関する質問回答書

「燕市・弥彦村統合浄水場等整備事業」の募集要綱に関する質問について、以下のとおり回答します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	2	2	2.5			事業方式	「厚生労働省の交付金を受けることを予定しており」とありますが、交付金が満額に至らない場合も事業期間の延長はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	2	2	5			事業方式	厚生労働省の交付金は何年度に幾ら受けることを予定しているのでしょうか。	交付金は交付対象事業費の1/3を要望する予定ですが、交付額が満額となるかどうかは交付主体である国の予算状況等によります。
3	2	2	5			事業方式	厚生労働省の交付金は受注者の見積金額に応じて変動する考えで良いでしょうか。	交付金は、受注者の設計金額に応じて変動します。
4	3	2	7			表2・1	取水施設の土工工事について、工事完了時期はいつ頃を予定しているのでしょうか	令和4年度を予定しています。
5	6	2	8			表2-4	修繕業務（計画外修繕）の対象は、土木兼特施設も含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	6	2	8			表2・4	取水塔および場外施設の修繕業務（計画外修繕）においては、本事業以外で整備された施設・設備となるため修繕計画の立案は困難と考えます。そのため、取水塔および場外施設の修繕業務（計画外修繕）は修繕業務（計画修繕）同様、本事業で整備する施設・設備のみを対象とすることによろしいでしょうか。	原文のとおりとします。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
7	6	2	8			表2-4水質管理業務の採水業務について	水道法施行規則において、法定外委託範囲の水質分析試料の採取は水道事業者が委託した登録水質検査機関が実施するか、水道事業者が自ら実施することしか定められていません。本業務を範囲に含めた見解をご教示ください。	給水栓における法定検査は直営検査とするため、採水も水道事業者が行います。募集要綱等を変更します。
8	6	2	8			表2-4事業者が行う業務範囲の概要（運転維持管理）について	場外施設 水道庁舎の光熱水燃料等の調達管理業務が対象外となっています。統合浄水場とは別の計量メータによる会計となる認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	6	2	8			表2-4事業者が行う業務範囲の概要（運転維持管理）について	取水塔 植栽管理、清掃及び除雪業務が対象外となっています。取水施設一般図（2）参考図からの推測では、取水塔に向かう点検通路は除雪が必要ない程度の積雪量との認識でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、除雪業務は取水塔も対象となります。募集要綱等を変更します。
10	6	2	8			表2-4事業者が行う業務範囲の概要（運転維持管理）について	取水塔 池等清掃業務は、指定図書の範囲程度となっています。指定図書（適用範囲）、（業務概要）に記載されている「別途計上」、「必要に応じて計上」の不確定な費目は、貴組合と別途協議の上で決定するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	6					表2-4	その他場外施設とは、国上加圧ポンプ場、国上第1ポンプ場、国上第2ポンプ場、国上第3配水池の4施設のみとの理解でよろしいでしょうか	その他場外施設とは、燕市の国上加圧ポンプ場、国上第1ポンプ場、国上第2ポンプ場、国上第3配水池、弥彦村の弥彦村低区配水池、弥彦村高区配水池の6施設です。
12	6					表2-4	電気調達管理業務 ※4 水道庁舎への電気供給ですが、電気庁舎の必要供給量を明示願います。	水道庁舎の負荷容量の想定は要求水準書別紙10として開示します。
13	7	2	9			事業期間	設計建設期間が令和7年3月31日までとなっていますが、関連事業である送配水管整備事業や本事業に係る水道事業認可、水利使用許可及び河川占有許可が予定時期までに完了、取得できなかった場合は、設計建設期間も延伸する理解で良いでしょうか。	発注者が行う関連事業や許認可取得に遅延が生じた場合で、本事業の事業期間内の完成が困難と見込まれる際は事業期間の変更について協議します。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
14	7	2	10			見積上限価格の内訳について	本事業を担う者は、設計建設後20年間の長期にわたり、安全で安心な水道水の供給を果たす使命があるものと認識しています。この長期にわたり運転維持管理が継続できる事業費を想定してるかを弊社の積算と比較検討したため、総額だけではなく設計建設費と運転維持管理費を個別にお示しください。	公表予定はありません。
15	7	2	10			見積上限価格	見積上限価格が設定されていますが、設計建設、維持管理業務それぞれに上限額が設定されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	9	2	2	12	ウ)	モニタリングの方法	モニタリングの方法については別途公表されるとの認識でよろしいでしょうか。	組合が実施するモニタリングの方法については、事業者との契約締結後に、モニタリング計画として提示予定です。
17	9	2	12			モニタリングの内容について	運転維持管理については「運転維持管理業務委託契約書（案）」の別紙11の内容が基本になるものと思慮しますが、設計及び工事施工時のモニタリングについてはお示しされていません。現時点で想定している内容（頻度、手法など）をお示しください。	No.16の回答のとおりです。なお、現時点では、事業者からの提出書類の確認、定例会議等における確認、現場立会い等における確認を想定しています。
18	10	3	2	2)	イ)	応募者の構成	SPCの運営上、浄水施設の機械設備企業が水質等の要求水準を遵守するための浄水プロセスの設計・施工を代表企業という立場で実施することから、第三者委託上、維持管理企業を兼ねることがDBと0との隙間リスクを埋めることができるため、第4章6節の維持管理企業に必要な資格要件を満たしていれば機械設備企業が維持管理企業は兼ねることは可能でしょうか。	原文のとおり、機械設備企業と維持管理企業は兼ねることができません。
19	10	3	2	2)	4)	応募者の構成	設計・建設共同企業体は乙型の共同企業体と考えていますが、よろしいでしょうか。	甲型、乙型の指定はしません。JVの組成方法はご提案ください。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
20	10	3	3	1		募集等のスケジュール	基本協定の締結が優先交渉権者決定後1週間以内ということですが、構成企業が多数となるため、各社の調印が間に合わないと思われます。もう少し余裕を持たせた期間設定を願いますでしょうか。	原文のとおりとします。
21	10	3	3.2	2)	イ)	応募者の構成	地元企業について、事前調査業務（測量や土質調査）を行う企業として、参加することは可能と考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	応募者の構成企業である地元企業は、募集要綱に定める資格要件を満たす必要があります。そのうえで、地元企業が担う業務範囲についてはご提案ください。
22	11	3	2	2)	ウ)	応募者の構成	その分担額は、10%以上とする。と記載されていますが、地元企業及び協力企業（燕市及び弥彦村に本社・本店を有する企業）は建設工事に関連する業務を担うことになると思われ、燕市及び弥彦村に本社・本店を有する企業にとっては金額的にかなり膨大な額となります。万が一建設工事が赤字となった場合は地元企業及び協力企業に多大な赤字負担が発生します。また地元企業が建設JVを組成した場合には、分担割合に応じた負担が生じることになります。（仮に建設工事費が公表資料にあります概算事業費（151,0億円）の場合、地元企業分担額は約15億円。仮に5%の赤字で約7,500万円の負担。）よって、地元企業は主には土工事の役割を担うと想定されることから、10%の分母となる金額は、土工事費とする方が現実的と考えますがよろしいでしょうか。	工事業務における事業費の10%以上とします。
23	11	3	2	4)		応募者の構成	設計・建設JVの結成は、構成企業の自由（甲型、乙型は問わない）であるとの理解で良いでしょうか。	No. 19の回答のとおりです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
24	11	3	2	7)		応募者の構成	統括責任者は建設期間中は常駐せず、別に設置する現場代理人を連絡窓口に設置することを認めてもらえますでしょうか。	統括責任者の現場常駐義務はありません。また、募集要綱3.2.6) のとおり、本組合の承諾を得た上であれば、主な連絡窓口を別に定めて差し支えありません。
25	11	3	3			事業スキーム 図 3・1について	図中に記載されていませんが、必要に応じてSPCから協力企業等への委託（下請）契約も可能であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	11	3	3			事業スキーム	図3・1に⑥地元企業と記載がありますが、募集要綱22ページの4.7.1)・2) に地元企業の資格要件として「建設工事」の登録、技術者の専任配置が付されています。地元企業は建設工事を担うものと理解しますが、図3・1の②土木建築企業（複数社参加することができる）の一員として参画し、構成企業となるのが自然であると考えますがよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
27	13	3	4			技術対話の実施	「出席者は8名までとする」とありますが、設計企業、複数の土木建築企業、機械設備企業、電気設備企業、維持管理企業、地元企業を含めて、出席者を15名程度として頂きますよう要望致します。	原文のとおりとします。
28	14	3	4	4)		技術対話の実施時に参加する統括責任者について	実施要領の中で「なお、配置予定技術者のうち、統括責任者は必ず出席すること。」と示されています。この統括責任者とは「設計・建設業務請負契約書（案）」の第17条に示された統括責任者と同義であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	14	3	4	4)		技術対話の予定	技術対話には統括責任者を必ず出席することとありますが、この時期はまだ人選を進めているため、候補者として、変更できるようにお願い申し上げます	技術対話時点においては統括責任者の決定を要件としておりませんので、提案書類受付時点で変更となっても構いません。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
30	18	4	4.2			設計企業に必要な条件	配置予定技術者は、実際の配置時に変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	提案書に記載された技術者については、退職等の止むを得ない事情がある場合を除き、原則として変更は認めません。
31	19	4	3	3)		土木建築企業に必要な資格要件	土木工事及び建築工事のそれぞれについて、次の要件を満たす・・・(中略)・・・専任で配置できること。と記載がありますが、土木工事と建築工事で別々の技術者を配置した場合、建築工事の技術者は建築工事が生じる期間(土木工事の技術者は土木工事が生じる期間)のみの専任配置と理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	19	4	3	3)		土木建築企業に必要な資格要件	土木工事及び建築工事のそれぞれについて配置する技術者は、但し書きに契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。と記載があります。すなわち、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者であれば状況に応じて技術者変更しても問題ないとの理解で良いでしょうか。	No.30の回答のとおりです。
33	19	4	3			土木建築企業に必要な資格要件	土木建築企業を複数の企業で構成する場合の持分(JV比率)は特に制限がないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	20	4	3	5)		土木建築企業に必要な資格要件	土木工事、建築工事を共同企業体(JV)で施工する場合、JVのスポンサー企業の総合評価値(P点)が土木一式工事、建築一式工事について1,200点以上であれば、JVのサブ企業(地元企業を想定)の総合評価値(P点)が土木一式工事、建築一式工事について1,200点未満でも、必要な資格要件を満足すると考えてよろしいでしょうか。	土木建築企業を複数で構成する場合について、いずれの企業も原文のとおり、「総合評価値(P点)が土木一式工事及び建築一式工事について1,200点以上であること」が必要です。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
35	20	4	4	3)		機械設備企業に必要な資格要件	「本事業の施工にあたって、上記3)に掲げる者のほか建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。」とありますが、3)及び4)は兼任できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	21	4	5	3)		電気設備企業に必要な資格要件	監理技術者については、工場製作期間中と現場工事期間をそれぞれ分けて選任することが可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	21	4	5	4)		電気設備企業に必要な資格要件	現場代理人の配置は、電気設備工事の建設期間中のみ配置することは認めて頂けますでしょうか。	現場代理人の配置は、電気設備工事に限らず全ての工事に配置が必要です。
38	21	4	6	3)		受託水道業務技術管理者の配置	維持管理企業に必要な資格要件として、「水道技術管理者（水道法第19条に定めるものをいう。）の資格を有するものを受託水道業務技術管理者としてSPCに配置できること」、との記載があります。SPC構成企業のうち「維持管理企業から受託水道業務技術管理者を配置する」要件と推察いたしますが、SPCの20年間にわたる経営責任を負う企業は機械企業であるため、「SPCの経営責任」と「水道法上の責任」を負う企業が一致しないこととなります。長期の運営期間中、不都合が生じる可能性もあることから、受託水道業務技術管理者は「SPCの代表企業から配置」または「SPCの構成員のどの企業から配置しても良い」が適切と考えるため、募集要項の変更をお願いいたします。	維持管理企業に限定せず、SPCとして1名配置できればよいものとします。募集要綱を変更します。
39	21	4	6	3)		維持管理企業に必要な資格要件	SPCの運営上、浄水施設の機械設備企業が水質等の要求水準を遵守するための浄水プロセスの設計・施工を代表企業という立場で実施することから、第三者委託上、機械設備企業から水道技術管理者（水道法第19条に定める者をいう。）の資格を有する者を受託水道業務技術管理者としてSPCに設置することは可能でしょうか。	No. 38の回答のとおりです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
40	22	4	4.7	3)		地元企業に必要な資格要件	「建設業の許可に基づく主たる営業所（本社・本店に限る）を有すること」とありますが、1)～3)の事項を満足している地元企業が設計業務の一部を実施することは可能と考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	No. 21の回答のとおりです。
41	22	4	8	1)		応募者の制限	事業者選定委員会の審査委員と・・（中略）・・関連がある者。と記載されていますが、審査委員が公表されないと関連があるか否かの判断ができません。応募受付の期限もありますので審査委員を公表していただきたくお願いします。	公表予定はありません。
42	22	4	9	1)		応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	代表企業が資格要件を喪失した場合は当該応募者を失格とする。と記載があり、構成企業が資格要件を喪失した場合は新たに審査を受けて、変更、追加を認める内容の記載があります。代表企業も構成企業の一員であることから、代表企業が資格要件を喪失した場合においても構成企業と同じ取扱いでも問題ないと考えますが良いでしょうか。	原文のとおりとします。
43	23	5	1			応募資格審査書類	認定登録証の写しとは何を指すのでしょうか。	要求水準書2.2.4) (3)の①及び②の膜ろ過装置及び膜モジュールの認定登録を証するものを指します。
44	23	5	1			5.1応募資格審査書類の添付資料（営業経歴書）について	代表企業及び構成企業について営業経歴書の添付を求められていますが、具体例をご教示ください。	様式の指定はありません。主な項目については以下を参考にしてください。 <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書に記載された本店（本社）および代表者の情報 ・本社連絡先 ・営業所一覧 ・沿革 ・主な営業内容 ・資本金の額及び外資状況 ・創業年月日、設立年月日、営業年数、常勤職員数

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
45	30	7	2			リスク分担	設計建設業務請負契約書(案)にリスク分担表の表記がございません。提示願います。	設計建設業務請負契約書(案)別紙6に追記します。
46	30	7	2			予想されるリスクと責任分担	本組合と事業者の責任分担を記載した部分 が、設計・建設業務請負契約書(案)の中 に見当たりませんので、追加公表をお願い いたします。	No. 45の回答のとおりです。
47	31	8	1	1)		契約手続き	契約の条件で、優先交渉権者と本組合は・ (中略)・基本協定書(案)の内容について 提案書類提出時に未定であったもの以外 は変更しないものとし、・・と記載があ りますが、今回応募予定者から基本協 定書(案)に関して質問が出された内 容が未定の部分であるとの理解で良 いでしょうか。	未定であったものとは、契約締結日、 受注者名、契約金額等を指します。
48	31	8	2	1)	ア	S P C の 設 立	ここでいう代表企業は、応募グループ の代表企業がS P C の代表企業とな るとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
49	32	8	2	2)		契約の枠組み	事業契約については、基本協定締結 後に貴組合と事業者間で内容を協議 する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	33	9	4	1)		物価変動による工事費の変更	設計建設JVを乙型で組成する場合、 物価変動の影響が工種によって変わ ります。工事請負金額全体での物価 変動ではなく、各工種毎の物価変動 による工事費変更との理解でよろ しいでしょうか。	工事請負金額全体を対象とします。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
51	33	9	4			物価変動による工事費の変更	<p>土工事は機電工事と比較して工事期間が長期に渡り、かつ昨今上昇しつつある労務単価（土工事の費用の多くを占める）の影響が大きいため、建設工事全体（土建＋機電）では物価スライドが適切に採用されない可能性があり、土工事を担う地元企業への影響が大変懸念されます。（参考：『労務単価新労務単価は公表以降最高に！』国土交通省発表平成31年2月22日）よって、物価変動による工事費の変更については、土工事費と機電工事費で個別にその採否を検討する事が望ましいと考えますが良いでしょうか。</p>	No.50の回答のとおりです。
52						質問回答の再質問	<p>質問の回答によっては、貴組合と事業者との間の意思疎通や共通認識が異なるケースが生ずる場合があります。よって10月4日に公表が予定されています回答に限定した再質問を受け付けていただくことが重要であると考えます。再質問の期間設定をお願いいたします。</p>	再質問の予定はありません。なお、要求水準書については技術対話として確認の機会を設けております。

要求水準書に関する質問回答書

「燕市・弥彦村統合浄水場等整備事業」の要求水準書に関する質問について、以下のとおり回答します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	2	1	1.2	5)	ア)	(1) 整備対象施設 取水施設の土工工事	取水施設の土工工事について、別途工事の施工時期をご教示願います。	令和3年度から令和4年度を予定しています。
2	2	1	2	5)	ア)	対象施設	(1) 整備対象施設の3-1吉田第2配水地に関して、本組合が実施した耐震診断の結果に基づく耐震補強工事を実施する。と記載がありますが、その工事内容は要求水準書（別紙）の別紙7の吉田第2配水地 補強計画図の内容のみであるとの理解で良いでしょうか。それとも、事業者が実施する耐震補強設計の結果によっては、設計変更による工事費の増減があるとの理解でよろしいでしょうか。	組合が提示した補強計画と事業者が実施する耐震補強設計の結果に著しい相違がみられる場合は、設計変更を含めて対応を協議します。
3	3	1	2	5)	ア)	対象施設	(1) 整備対象施設の3-8送配水ポンプ場に関して、その工事内容は要求水準書（別紙）の別紙4の送水管取合い想定図（吉田送配水場）計画配管平面図(1)に全体配置上に図示されていますが、水道庁舎同様、送配水ポンプ場の基本計画図は開示していただきたく願います。	貸出資料の「基本設計図_一式」というファイルで開示済みです。
4	4	1	1.2	5)	イ)	(1) 設計建設業務	基本設計については、設計完了時期は自由と考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
5	4	1	1.2	5)	イ)	(1) 設計建設業務	詳細設計について、場外施設などについては、詳細設計が部分的に完了（場外だけを先に承諾）した場合、全体の設計が完了していても施工を実施して良いと考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、全体の設計が完了した時点で、当該先行部分に変更等が生じた場合のリスク分担は、事業者となりますのでご注意ください。
6	5	1	2	5)	イ)	対象業務	場外施設の電気調達管理業務は支払い代行となっています。発生する電気代は事業者が事業費で一旦立替える形となりますが、事業費には支払代行業務費を含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	5	1	2	5)	イ)	対象業務	薬品調達管理業務について、場外施設も「事業者提案」の範囲となっていますが、法定外業務であり性能保証の責を負わないと理解します。電気調達と同様、支払い代行として頂きますよう要望致します。	前段はご理解のとおりです。後段は原文のとおりとします。
8	5	1	2	5)	イ)	対象業務	一覧表では、場外施設の光熱水燃料等の調達管理業務に但し書きがありませんが、P66に「各種燃料について、事業者は調達行為の代行業務を実施する。」とあります。場外施設の光熱水燃料等の調達管理業務は、支払い代行であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	5	1	2	5)	イ)	(2) 運転維持管理業務について	取水塔の除雪について除外項目となっていますが、除雪が不要な施設で運転管理及び保守管理が容易にできる施設と考えてもよろしいですか。	要求水準書P59.ウ)に記載のとおり、除雪業務は取水塔も対象となり、除雪範囲は取水塔の管理橋上です。
10	5	1	2	6)	ア)	工事区域及び運転維持管理区域	「工事区域は別紙に示す範囲のうち、工事期間における仮施設の設置場所や資機材の置き場を含めた事業者が必要とする部分とする。」とありますが、統合浄水場内及び場外施設内の空きスペースに仮施設（現場事務所、資材置き場等）を設置出来るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、設置場所については、既存施設の運転管理者や他事業の工事業者等と調整のうえ、決定してください。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
11	6	1	2	6)	イ)	既設図面では想定できない事象	既設図面では想定できない事象とは具体的にどのような事象でしょうか。	既設図面に記載のない不明管、既設図面自体が無い施設の地中範囲で現地状況から想定困難な場合等が該当します。
12	6	1	2	6)	イ)	一次造成	一次造成の具体的な工事内容（工事工種、工事期間、工事数量）をご教示願います。工事期間が不明で、浄水場の工事工程計画を立てることが困難です。	貸出資料として開示します。なお、発注前の工事であるため、概要のみ開示します。
13	6	1	2	6)	イ)	一次造成	本事業の見積書及び提案書を作成するうえで、一次造成が現況地盤となります。一次造成の完成図面を至急公表してください。	No. 12の回答のとおりです。
14	6	1	2	6)	イ)	一次造成	一次造成の工事範囲について、別紙2-2に示す、拡幅される浄水場の周囲の農道は、一次造成の工事範囲で、本事業に含まないとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	6	1	2	6)	イ)	一次造成	一次造成の工事範囲について、別紙2-2に示す、浄水場の北側の県道と接する部分に浄水場の入り口の乗り入れ道路が示されています。浄水場の乗り入れ道路の位置は、事業者提案に応じて変更可能でしょうか。	浄水場の乗入れは道路管理者と協議の上、定めたものです。ただし、事業者提案により若干の位置変更は可能としますので、技術対話にて確認ください。
16	6	1	2	6)	イ)	一次造成	一次造成の工事範囲について、別紙2-2に示す、浄水場の北側の県道と接する部分に浄水場の正門としての入り口の乗り入れ道路が示されています。この北側の道路以外に、浄水場の乗り入れ道路（副門）の設置は事業者提案との理解でよいでしょうか。	副門は場外の既存道路に合わせて、2箇所の設置を予定しています。別紙2-2を変更します。なお、既存道路が農道であり非常時のみの使用を想定しており、事業者はこれを踏まえてご提案ください。
17	6	1	2	6)	イ)	一次造成	一次造成の工事範囲について、別紙9-2のL型擁壁は、一次造成の工事範囲で、本事業に含まないとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、正門及び副門の予定箇所については、一部範囲外としており、当該箇所は事業者にて設置してください。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
18	6	1	2	6)	イ)	一次造成	「令和2年度に造成等工事及び外周道路整備工事を実施し、TP+10.4m(圧密沈下終了時の予測値)まで一次造成を行う予定である。」とありますが、一次造成の造成高TP+10.4mまで造成完了しているかどうかは、二次造成の開始時の造成高によって、事業者で確認するとの理解でよいでしょうか。また、その時、TP+10.4mに到達していない場合、その責は組合側にあるとの理解でよいでしょうか。	他事業者からの流用土の受入調整の結果、一次造成高をTP+10.7m(圧密沈下終了時の予測値)に変更します。二次造成の開始時の造成高は事業者で確認し、引渡高さが満たない場合は組合側のリスク負担となります。一次造成高について、要求水準書を変更します。
19	6	1	2	6)	イ)	既設図面では想定できない事象	「既設図面では想定できない事象によって、提案内容の変更や工事期間の延長が生じる場合には、組合と事業者の協議により、対応方法を定めるとあります」とありますが、事業者が設計変更を求めた場合、組合は協議により、設計変更を認めるとの理解でよいでしょうか。	事業者が当該事由による協議を求めた場合、組合は協議に応じ、変更内容等を踏まえて、設計変更を含めた対応方法を定めることを想定しています。
20	6	1	2	6)	イ)	事業着手時の条件	事業着手時の条件として、①令和2年度に造成等工事及び外周道路整備工事を実施し、と記載がありますが、事業着手時の建設予定地の状況を明確にするため当該工事の具体的な設計書や仕様書を公表していただきたくお願いします。	No.12の回答のとおりです。
21	6	1	2	6)	イ)	事業着手時の条件	事業着手時の条件として、①令和2年度に造成等工事及び外周道路整備工事を実施し、と記載がありますが、当該工事に起因した不具合が生じた場合は貴組合が負担する理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	6	1	2	6)	イ)	事業着手時の条件	②場外施設の工事区域・・・(中略)・・・既設図面を資料として提供すると記載されていますが、既設図面はどのような手続きで提供いただけたら良いでしょうか。	借用書を提出頂いたうえで、書籍等は貸与、電子データは提供いたします。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
23	6	1	2	6)	ウ)	立地条件について	表1-1～1-3 排水「新潟県三条地域振興局地域整備部建築課及び関係する機関との協議の上、決定する。」とありますが、協議の対象者は貴組合という認識でよろしいでしょうか。	協議は事業者が行いますが、組合は協議への同行など、必要な協力を行います。
24	10	1	3	4)	エ)	他事業との調整	エ) 他事業との調整で、他事業の具体名として「燕市、弥彦村送配水管整備事業」、「取水施設建設工事（仮称）」、「統合浄水場造成工事」と記載がありますが、各々の事業の想定されている工程をご教示お願いいたします。	次のとおりです。 「燕市、弥彦村送配水管整備事業」→【令和元年度から令和6年度9月】 「取水施設建設工事（仮称）」→【令和3年度から令和4年度（想定）】 「統合浄水場造成工事」→【令和2年度末】
25	11	1	4	3)	ア)	処理水量	非常時：大寒波時と記載がありますが、この大寒波時の発生頻度（毎年、数年等）と発生した場合の期間をご教示下さい。	平成30年1月から2月にかけて発生した事象を踏まえて想定しています。
26	12	1	4	3)	イ)	表1-5 原水水質引渡し条件・浄水水質要求水準	浄水の塩素については、統合浄水場周辺の水道使用者に対してはやや高い値のように感じます。この項目については、統合浄水場の供用開始後に末端の残留塩素の状況を見た上で、再設定を可能として頂けないでしょうか。	試運転及び供用開始後の状況により、組合及び事業者間の協議のうえ、再設定等の対応を定めます。
27	12	1	4	3)	イ)	原水水質及び浄水水質	原水濁度1,200度超過の非常時対応の継続時間12時間程度とありますが、12時間を超えて非常時対応が継続する場合のリスクは組合に帰属するとの解釈でよろしいでしょうか。	12時間を大幅に超過するような事態が発生し、給水に支障が生じる場合のリスクは、組合：主負担、事業者：従負担となります。ただし、事業者は浄水場の運転管理が第三者委託となることを踏まえて、非常時における対応方法についてご提案ください。
28	12	1	4	3)		表1-4 統合浄水場の処理能力について	※1で示された非灌漑期である冬期限定条件により、取水権量を超過する取水を行う場合（農業用水の水利権の流用）、監督官庁への要望・申請等は貴組合より申請していただけたとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
29	12	1	4	3)		表1-4 統合浄水場の処理能力について	※1（前略）ただし、取水施設の容量については、許可水利権量に対応した設備容量とありますが、ポンプの複数台運転により流量調整バルブ等で非常時53,000m ³ /日（0.613m ³ /秒）を取水するとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	13	1	1.4	3)	ウ)	耐震性能	表 1-6の耐震性能で、建築構造物は「耐震安全性の分類：Ⅱ」との記載がありますが、常時人のいない車庫、防災倉庫は「耐震安全性の分類：Ⅲ」と考えてもよろしいでしょうか。	原文のとおり、建築構造物は「耐震安全性の分類：Ⅱ」として提案してください。
31	13	1	4	3)	エ)	建築構造物の構造	「建築構造物は鉄骨造もしくは同等以上の構造とするが、第2章に記載する条件が優先する」とありますが、第2章において記載されている、水道庁舎、吉田の送配水ポンプ棟、弥彦の設備棟は、鉄筋コンクリート造となっています。これらの建築を鉄骨造とすること可能でしょうか。	鉄骨造もしくは同等以上の構造として提案してください。要求水準書を変更します。
32	13	1	4	3)	エ)	耐震性能	天日乾燥床についてレベル1地震動での設計が求められていますが、当該施設がレベル2地震動によって被災した場合のリスクは組合に帰属するとの解釈でよろしいでしょうか。	実際に発生した地震動がレベル2地震動相当であるかを判断できる明確な基準がないため、被災時におけるリスク分担は地震動の大きさや被害状況等に応じて協議により定めます。
33	13	1	4	3)	オ)	事業終了時の引継ぎ業務	事業期間終了後から著しい損傷がない状態で組合へ引き渡すこととありますが、P62事業期間終了後の運用がイ)②にて提出する運用マニュアル外の操作、運用を行われた場合は保証外と理解します。	ご理解のとおりです。
34	13	1	4	3)	オ)	膜モジュールの保証	「なお、膜モジュールについては、事業終了後2年間交換の必要がないことを保証するものとする。」とありますが、事業終了し、発注者へ引き渡しの後、運転維持管理が適正に行われていなかった場合は、保証外との理解でよろしいでしょうか。	No. 33の回答のとおりです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
35	15	2	2	1)		表2-3 施設概要	取水施設における機械設備の内容について、取水ポンプ、スクリーン等とあります。それぞれ以下のように考えてよろしいでしょうか。 取水ポンプについては、ポンプ本体及び着脱装置（ガイドパイプ・取付金具含む）、陽水管（垂直部配管）、曲管（連成計・空気抜弁等含む）、逆止弁・仕切弁及び取水搭建屋内の事業範囲外配管との接続用短管（水平部配管、2F直管L=1,000mm以下）までとし、それ以降（要求水準書別紙2-1 導水管 SUS304 350A）及び場内までの取り合い点（要求水準書別紙3）の配管は別途土工工事。 スクリーンについては、スクリーン本体及び取付金具。	他事業との取合いはお考えのとおりです。なお、他事業の工事状況により変更となる場合は、設計変更を含めた協議を行います。 設置設備は取水に必要なものをご提案ください。
36	15	2	2	1)		表2-3 施設概要	取水施設における機械設備の内容について、取水ポンプの据付や取外しの際に必要な躯体埋め込みの吊りフックの設置は別途土工工事の範囲と考えてよろしいでしょうか。	吊りフック（2 t 吊）は別途工事で設置します。
37	17	2	2	1)		表2-3 各配水池等の諸元	吉田送配水場及び弥彦送水場の送配水ポンプについて、詳細設計後ポンプ仕様の変更が必要となった場合は、変更対象との理解でよろしいでしょうか。	仕様変更の内容・理由によるため、協議のうえ変更対象となるか決定します。
38	17	2	2	1)		表2-3 各配水池等の諸元	吉田地区配水（直圧系）の日最大水量及び日最小水量の括弧書き水量に※1が表記されていますが注釈がありませんが誤記でしょうか。	ご指摘のとおりです。要求水準書を変更します。
39	18	2	2	4)	7)	造成設計	「別途工事の進捗により、引き渡し条件が変更となる場合がある」との事ですが、条件の変更とは何を想定されていますか。	盛土材料は他工事からの流用を予定しており、予定した総量が得られず、当初計画の一次造成レベルに達しない場合を想定しています。
40	18	2	2	4)	7)	造成設計	「一次造成は別途工事で実施」との事ですが、竣工後、場内地盤の沈下等が発生した場合の責任は、組合の責との理解でよろしいでしょうか。リスク分担にて明記願います。	組合が実施した地質調査及び基本設計において、0.1m程度の圧密沈下が生じると想定されており（貸出資料参照）、事業者はこれを踏まえてご提案ください。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
41	18	2	2	4)	7)	造成設計	「一次造成は別途工事で実施予定である。二次造成として、以下に示すものについては、下記の記載に従って設計を行うこと。なお、別途工事の進捗により、引き渡し条件が変更となる場合があるため、事業者は協議に応じること。」とありますが、一次造成が予定のTP+10.4m(圧密沈下終了時の予測値)まで造成ができない、もしくは、沈下により予定高さまで達していない場合、不足する土量は組合の責として、事業者側が応じる協議により、二次造成の設計変更増対応となるとの理解でよいでしょうか。	No. 18の回答のとおりです。
42	18	2	2	4)	7)	造成設計	「一次造成は別途工事で実施予定である。二次造成として、以下に示すものについては、下記の記載に従って設計を行うこと。なお、別途工事の進捗により、引き渡し条件が変更となる場合があるため、事業者は協議に応じること。」とありますが、一次造成の盛土材性状(粒度、玉石の有無など)を開示ください。	貸出資料として開示します。
43	18	2	2	4)	7)	造成設計	「一次造成は別途工事で実施予定である。二次造成として、以下に示すものについては、下記の記載に従って設計を行うこと。なお、別途工事の進捗により、引き渡し条件が変更となる場合があるため、事業者は協議に応じること。」とありますが、一次造成で盛土された土は、組合側で盛土材として最適と判断された盛土材で盛土されているため、二次造成でその土を盛土材として、事業者も利用可能との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
44	18	2	2	4)	7)	造成設計	「一次造成は別途工事で実施予定である。二次造成として、以下に示すものについては、下記の記載に従って設計を行うこと。なお、別途工事の進捗により、引き渡し条件が変更となる場合があるため、事業者は協議に応じること。」とありますが、一次造成で盛土された土が盛土材として不適な場合（玉石を多く含む等）、協議により、盛土材の変更や工期変更の対応となるとの理解でよいでしょうか。	発注者及び受注者間の協議の上、変更の可否を検討します。
45	18	2	2.2	3)	①	取水塔設備新設設計	取水塔から事業用地内までの電気設備及び計装設備配線路は、導水管工事と同じ別事業での布設に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	電路は別事業で設置予定です。なお、配線は本事業に含みます。
46	20	2	2	4)	ウ)	膜ろ過施設設計	「㊟将来、原水水質の引渡し条件内において原水水質の変化が生じた場合においても、」とありますが、「条件内」とは表1-5に示す原水引渡し条件以下の数値であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	20	2	2	4)	ウ)	浄水施設設計 (3)膜ろ過施設設計	原水濁度1,200度超過の非常時対応の継続時間12時間程度とありますが、12時間を超えて非常時対応が継続する場合のリスクは組合に帰属するとの解釈でよろしいでしょうか。	No.27の回答のとおりです。
48	22	1	4	3)	キ)	排水処理施設設計	薬品洗浄廃液及びすすぎ水について、物理洗浄排水と明確に区分し、適切な処理を行った上であれば、産業廃棄物としての処分の原則を除外していただけないでしょうか。	関連法規を遵守し、関係機関の了解を得たうえであれば、処分方法はご提案によります。
49	22	2	2	4)	キ)	排水処理施設設計	天日乾燥床からの浸透排水や上澄水については、用地に隣接する農業用排水路への放流するルートのほか、雨水調整池を経由したルートとしてもよろしいでしょうか。	天日乾燥床からの排水量等に対して、雨水調整池の所要の容量が確保できれば可能と考えます。ただし、排水ルートは土地改良区との協議において確認する必要があります。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
50	22	2	2	4)	キ)	排水処理施設設計	天日乾燥床からの浸透排水や上澄水の放流水について、土地改良区と事前に合意した、あるいは合意できるとした放流量、放流水質についてご教示ください。	事前に合意決定した事項はありませんので、本事業にて協議調整してください。
51	22	2	2	4)	キ)	排水処理施設設計について	「③処理量については、想定する原水濁度データを基に、各自の浄水フローを勘案して排水処理施設の設計を行うこと。」とあります。参考値として、現況の各浄水場における直近5カ年の発生汚泥に関するデータ（発生汚泥量、搬出汚泥量、搬出汚泥の含水率）をご開示願います。	道金浄水場の排泥量データについて、貸出資料として開示します。
52	23	2	4)	ク)		(イ)受電設備 ②常用回線（高圧2回線） 受電	受電点について、電力会社との協議が必要と考えますが、現時点で想定している受電点をご教示願います。	貸出資料として開示します。
53	23	2	4)	ク)		(イ)受電設備 ⑩設備毎に電気使用量の把握	「設備毎」とは400V、200V動力設備、100-200V照明等設備の電気使用量(WH)が把握できるという理解でよろしいでしょうか。	設備毎とは負荷設備の種類・系列別程度を想定していますが、具体については提案ください。
54	23	2	4)	ク)		(イ)受電設備 ⑪受電点の電力会社協議	電力会社からの高圧2回線受電に関する幹線毎のインピーダンスを含めた協議と理解しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、組合では、現在、東北電力(株)と高圧2回線受電に関する協議を実施しているところです。
55	23	2	4)	ク)		(イ)受電設備 ⑮送電の考慮	取水塔から事業用地内までの送電は、導水管工事と同じ別事業での布設に含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	No. 45の回答のとおりです。
56	23	2	4)	ク)		(ウ)自家発電設備 ⑥保護構造	自家用発電設備の配電盤保護構造が、吉田送配水場(P33(イ)⑥) 弥彦送水場(P40(イ)⑥)で異なります。本仕様については事業者提案とさせていただくことで宜しいでしょうか？事業者提案が不可な場合は、P33(イ)⑥の参照先誤記があるようなので、ご確認をお願いします。	ご指摘のとおり誤記のため、要求水準書を変更します。
57	24	2	4)	ク)		(エ)運転操作設備	運転操作設備等の電気機器で、高調波を発生する機器の検討対策は事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
58	25	2	2	4)	ク)	電気主任技術者について	現況の自家用電気工作物に対する電気主任技術者の選任状況（委託状況含む）をご教示ください。	委託先の東北電気保安協会から選任しています。
59	25	2	2	4)	ク)	電気主任技術者について	本事業における電気主任技術者の選任者数の想定をご教示ください。	ご提案ください。
60	25	2	2	4)	ク)	電気主任技術者について	電気主任技術者については、統合浄水場、吉田送配水場、弥彦送水場に対し、事業者にて選任するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	25	2	2	4)	ク)	電気主任技術者について	電気主任技術者について、統合浄水場、吉田送配水場、弥彦送水場に対し、事業者にて選任するとした場合、事業者が「みなし設置者」として再委託（主任技術者を含め）することをお認めください。また、「運転維持管理業務委託契約書（案）」には、自家用電気工作物の保安管理に関する条文が記載されていないため、上記（みなし設置者要項）を踏まえた条文を追記していただければでしょうか。	電気主任技術者の再委託は認めません。
62	26	2	2	4)	ケ)	統合浄水場新設設計	ケ) 場内配管設計①工事後洗管等を考慮した排水管等を設置、と記載がありますが、洗管排水の放流に対して基準、規制があれば、ご教示願います。	水質汚濁防止法の排水基準等を想定しています。
63	26	2	2	4)	コ)	(キ) 水質分析室について	発注者の備品となる水質分析に必要な器具や装置等は、貴組合にて用意して頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	事業者が設置してください。
64	27	2	2	4)	カ)	水道庁舎	水道庁舎を、鉄骨造とすることは可能でしょうか。	鉄骨造もしくは同等以上の構造として提案してください。要求水準書を変更します。
65	27	1	4	3)	カ)	水道庁舎設計	構造として鉄筋コンクリート造とすることが明記されていますが、管理棟や膜処理棟との仕上がりの統一性を考慮すると鉄骨造についても許容していただけないでしょうか。	No. 64の回答のとおりです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
66	27	2	2	4)	ス)	統合浄水場新設設計	水道庁舎については別紙を参考にするとのことですが、貴組合で検討された庁舎の基礎及びその他設備関連図（機器表や盤図、ダクト図など）をご教示お願いいたします。	追加の開示資料はありませんので、要求水準を踏まえて提案ください。
67	28	2	2	4)	ス)	統合浄水場新設設計	ス) 水道庁舎設計（5）その他について、机、いす等備品に関する記載がありませんので、備品については、本事業外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	29	2	2	4)	ソ)	(1)門扉、フェンス等	②統合浄水場への入退室管理が可能な設備を設置することとありますが、事業者提案でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
69	30	2	2	4)	ソ)	(4)場内整備②について	「周囲の景観及び地元要望に配慮し（後略）」と示されていますが、この地元要望について現状把握されている事項が有りましたらご教示ください。	現時点で具体的な要望はありませんが、今後要望があった場合は発注者との協議事項とします。
70	30	2	2	4)	ソ)	(4)⑦消雪水について	消雪水は地下水を利用するとありますが、地下水がある（地下水脈が有る）との認識でよろしいでしょうか。また、削井の許可申請などの取り扱いについてもご教示ください。	前段はご理解のとおりです。後段は事業者が必要な許認可等を取得してください。
71	30	2	2	4)	ソ)	(4)場内整備	⑤に駐車スペースとして大型バスは考慮することとありますが、⑥として水道庁舎側にも見学者用大型バスの駐車スペースを設置することになっているため、浄水場内には設置する必要がないものと解釈してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、見学者用の大型バスは水道庁舎側の駐車場に配置しますので、浄水場側の駐車場には不要です。要求水準書を変更します。
72	30	2	2	4)	ソ)	設計業務	ソ) 付帯施設設計（4）②に地元要望に配慮し、と記載がありますが、地元から出ている要望がその他にありましたら具体的にご教示をお願いいたします。	No. 69の回答のとおりです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
73	30	2	2	4)	ソ)	設計業務	ソ) 付帯施設設計 (1) ⑤に、擁壁 (別紙) を別途工事で設置する。と記載があります。ここで示す擁壁は要求水準書 (別紙) の別紙9-2のL型擁壁構造図で設置範囲は別紙2-2の統合浄水場整備範囲図 (本事業の事業範囲の赤線) の進入路 (1箇所) を除く範囲であると理解しますがよろしいでしょうか。	進入路 (正門) 及び副門 (2箇所) の想定箇所の計3箇所について、本事業で整備します。
74	31	1	4	3)	ソ)	付帯設備設計 (5) 雨水排水	組合による詳細設計に基づいた雨水調整池による放流水質や放流量についての性能リスクは組合に帰属するとの解釈でよろしいでしょうか。	当該詳細設計の成果は、組合が実施した基本設計等の検討に基づくものであり、事業者はご提案の整備内容に基づき、土地改良区等との協議を踏まえて、所要の性能を満たす施設を整備してください。
75	31	2	2	4)	ソ)	防災倉庫	「構造形式は鉄筋コンクリート造又は鉄骨造を基本とするが、事業者提案も可能とする」とありますが、防災倉庫を水道庁舎に隣接する管理棟内の1階に配置する事業者提案は可能でしょうか。	防災倉庫は水道庁舎エリアに設置してください。
76	31	2	2	4)	ソ)	(10) 防災倉庫について	水道庁舎エリアに防災倉庫を設置することとありますが、防災備品の準備については本業務に含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	31	2	2	4)	ソ)	設計業務	ソ) 付帯施設設計 (5) ②雨水調整池の規模・形状については、別紙のとおり、組合にて詳細設計を実施し、と記載がありますが、別紙には詳細設計図面がありません。詳細設計図面を開示していただきますようお願いいたします。	貸出資料として開示します。
78	31	2	2	4)	ソ)	設計業務	ソ) 付帯施設設計 (9) 車庫について、水道局用車両の車庫 (16台+予備1台)、と記載がありますが、水道局用車両の最大寸法およびその台数や車種、用途をご教示願います。	最大寸法となる給水車の寸法は次のとおりです。 全長約5.1m×全幅約1.7m×全高約2.2m

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
79	31	2	2	5)		吉田送配水場改修設計	提案段階で予期できない事象によって、提案どおりに事業を進められない場合の協議とは、設計変更の対象との理解でよろしいでしょうか。	事業者が当該事由による協議を求めた場合、組合は協議に応じ、変更内容等を踏まえて、設計変更を含めた対応方法を定めることを想定しています。
80	31	2	2	5)		吉田送配水場改修設計	既存の吉田浄水場並びに弥彦浄水場の地質調査結果についてご教示をお願いいたします。	貸出資料として、以下のファイル名で開示済みです。 吉田：「H17.1_平成16年度吉田町浄水場第3配水池築造工事詳細設計に係る地質調査業務委託 報告書」及び「吉田町浄水場拡張に伴う基礎地盤地質調査報告書・記録写真」 弥彦：「弥彦村水道施設建設に伴う地質調査」
81	31	2	2.2	5)		吉田送配水場改修設計	予測できない事象とは、別紙8で示されている形状が異なる場合は、市側の責と考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	発注者及び受注者の協議事項とします。
82	31	2	5)		-	組合から提供する資料	提供して頂く資料について、既設の施工図、機器図関連を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 現場調査までに提供をお願い申し上げます。	貸出資料の「03_既存資料」というフォルダ内資料が必要と想定される資料は開示済みです。
83	32	2	2	5)	ア)	吉田送配水場改修設計	第2配水池は耐震診断を組合が実施、という趣旨の記載がありますが、耐震診断報告書を開示していただきますようお願いいたします。	貸出資料の「耐震診断報告書（吉田第2配水池）」として開示済みです。
84	32	2	2	5)	エ)	追加塩素注入設備設計	基本設計において制御対象水量を吉田配水池からの送配水量としております（吉田・弥彦改修基本設計報告書 第4編機械設備設計P4-43）。しかしながら、配水系の微小流量に追従させることは困難なこと、実際には当該配水池の水位レベルによる統合浄水場送水ポンプのON-OFF運転と考えられること（送水量一定）、などから対象水量を統合浄水場送水ポンプの水量とし、注入ポンプの容量は事業者提案としてもよろしいでしょうか。	より合理的な方法を採用することは妨げませんので、ご提案ください。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
85	32	2	2	5)	エ)	追加塩素注入設備設計	「③注入ポンプの台数は、配水系2台（予備機含む）、送水系2台（予備機含む）の計4台」となっておりますが、（配水系と送水系の共通水槽となる）ポンプ井に注入すること等を考慮し、ポンプの台数は予備機を含む事業者提案としてよろしいでしょうか。	配水系、送水系のそれぞれの運用を考慮したうえで、より合理的な方法を提案いただくことは妨げません。当該条件は原則的なものとして、要求水準書を変更します。
86	32	2	2.2	5)		吉田送配水場改修設計	「協議のうえ、対応方法を定める」とありますが、事業提案として市側に提示された基本計画に基づき、施工を実施することと考えております。 現地調査の結果、基礎の施工方法に違いが発生した場合には、費用を含めて変更可能と考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	条件が大きく異なった場合に限り、発注者及び受注者間の協議の上、変更の可否を検討します。
87	33	2	2	5)	オ)	(イ) 自家用発電機設備	「②計画1日平均送配水量」とありますが、送水量と配水量についてそれぞれご教示ください。	要求水準書P12表1-4のとおり、配水量：21,400m ³ /日、送水量：12,200m ³ /日となります。
88	33	5)	オ)	(1)	オ)	(ア) 受電設備 ⑩設備毎に電気使用量の把握	「設備毎」とは400V, 200V動力設備、100-200V照明等設備の電気使用量(WH)が把握できるという理解でよろしいでしょうか。	No. 53の回答のとおりです。
89	33	5)	オ)	(1)	オ)	(ア) 受電設備 ⑪受電点の電力会社協議	電力会社からの高圧2回線受電に関する幹線毎のインピーダンスを含めた協議と理解しますがよろしいでしょうか。	No. 54の回答のとおりです。
90	33	5)	オ)	(1)		(ア) 受電設備 ⑫常用回線（高圧2回線）受電	受電点について、電力会社との協議が必要と考えますが、現時点で想定している受電点をご教示願います。	貸出資料として開示します。
91	34	2	2	5)	オ)	(エ) 計装設備	基本設計図（図面名称：吉田送配水場・弥彦送水場フローシート、図番：M1）において、吉田送配水場の残留塩素濃度計が（送水用と配水用と考えられる）2台構成となっておりますが、目的などを踏まえたうえで事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご提案ください。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
92	34	5)	オ)	(1)	オ)	(ウ) 運転操作設備	運転操作設備等の電気機器で、高調波を発生する機器の検討対策は事業者提案でよろしいでしょうか。	No. 57の回答のとおりです。
93	35	2	2	5)	カ)	吉田送配水場改修設計	カ) 場内配管設計⑩工事後洗管等を考慮した排水管等を設置、と記載があります。洗管排水の放流に対して基準、規制があれば、ご教示願います。	No. 62の回答のとおりです。
94	36	2	2	5)	ク)	吉田送配水場改修設計	要求水準書別紙4に吉田送配水場の図面があり、今回の事業で新設される送配水ポンプ棟が記載されています。貴組合で検討された送配水ポンプ場の建築図、構造図、設備図があれば公表していただきたく願います。	貸出資料の「基本設計図_一式」として開示済みです。
95	38	2	2	6)	ア)	送水施設設計	高区及び低区送水ポンプについて水撃圧の検討をしたいので、それぞれの管路縦断図をご提示ください。	貸出資料として開示します。
96	38	6)	オ)	(1)	-	組合から提供する資料	提供して頂く資料について、既設の施工図、機器図関連を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 現場調査までに提供をお願い申し上げます。	貸出資料の「03_既存資料」というフォルダ内資料で必要と想定される資料は開示済みです。
97	39	6)	オ)	(1)		(ア) 受電設備 ⑩設備毎に電気使用量の把握	「設備毎」とは400V, 200V動力設備、100-200V照明等設備の電気使用量(WH)が把握できるという理解でよろしいでしょうか。	No. 53の回答のとおりです。
98	40	2	2	6)	ウ)	(イ) 自家用発電機設備	「②計画1日平均送水量」をご教示ください。	「②計画送水量」として要求水準書を変更します。なお、弥彦送水場の計画送水量は次のとおりです。 計画送水量：4,900m ³ /日
99	40	6)	オ)	(1)		(ウ) 運転操作設備	運転操作設備等の電気機器で、高調波を発生する機器の検討対策は事業者提案でよろしいでしょうか。	No. 57の回答のとおりです。
100	41	2	2	6)	エ)	弥彦送水場改修設計	エ) 場内配管設計⑮工事後洗管等を考慮した排水管等を設置、と記載があります。洗管排水の放流に対して基準、規制があれば、ご教示願います。	No. 62の回答のとおりです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
101	41	2	2	6)	オ)	弥彦送水場改修設計	要求水準書別紙5に弥彦送水場の図面があり、今回の事業で新設される設備棟が記載されています。貴組合で検討された設備棟の建築図、構造図、設備図があれば公表していただきたくお願いします。	貸出資料の「基本設計図_一式」として開示済みです。
102	45	2	4	2)	ア)	工事業務	吉田浄水場内及び弥彦浄水場内で行う工事の仮施設や資機材の置場などは当該工事を行う浄水場内で調達、確保できると理解して良いでしょうか。	既存施設の運転維持管理に支障のない範囲は利用可能です。 No. 10の回答も合わせて参照ください。
103	46	2	4	2)	エ)	試運転	「統合浄水場、吉田送配水場及び弥彦送水場の試運転期間中における排水計画（放流先含む）は組合との協議のうえ決定する」とありますが、他事業（燕市・弥彦村送配水管整備事業場）における洗管作業等に関する費用（中和剤と労務費）は本事業に含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	46	2	4	2)	エ)	工事業務	エ) 試運転②試運転に必要な原水はについては、組合より供給する、と記載がありますが、無償で供給していただけると理解してよろしいでしょうか。	原水は無償にて供給します。ただし、導水等に要する費用については事業者負担となります。
105	47	2	6	2)	ウ)	本業務の実施にあたっての留意事項	土壌汚染調査は行っていないが、問題はないものと考えている。との記載がありますが、工事の過程（残土処分など）でその証明が必要となった場合は組合の負担で発行いただけると理解して良いでしょうか。	工事において必要となる申請書作成等は事業者の業務範囲となります。
106	48	3	1	1)		本運転維持管理業務の範囲について	「委託する取水塔及び統合浄水場の運転維持管理は、水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3に規定する第三者委託であり、浄水及び排水に係る運転維持管理業務を対象とする」とありますが、第三者委託の適用範囲は統合浄水場の配水池出口までとの理解でよろしいでしょうか。	統合浄水場については、原則として浄水場の管理敷地内が対象となります。事業者と組合の責任分界点については、バルブ等で明確にできる浄水場敷地内の地点をご提案ください。
107	48	3	1	3)	イ)	貸与物品の消耗品	貸与物品のうち交換が想定される消耗品を具体的にご提示をお願いします。	現時点で具体の想定はありません。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
108	49	3	2	1)	イ)	運転管理業務 イ) 本業務の実施にあたっての留意事項について	⑨「(前略) また、組合の指示に従い、必要な修正、追録、廃棄を行うこと」とあります。修正、追録、廃棄は本事業の範囲内に対してとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	50	3	2	3)	ア)	水質管理業務の採水業務について	水道法施行規則において、法定外委託範囲の水質分析試料の採取は水道事業者が委託した登録水質検査機関が実施するか、水道事業者が自ら実施することしか定められていません。本業務を範囲に含めた見解をご教示ください。	ご指摘のとおり、法定検査の採水は本事業に含まないものとします。要求水準書を変更します。
110	54	3	2	3)	ア)	(1)水質検査項目及び検査頻度 表3-1 週間検査について	給水栓30箇所の週間検査は、燕・弥彦総合事務組合水道局が策定した平成31年度水質検査計画の2-5(3)検査項目と回数に示された「1週間に1回の測定」と同様であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	54	3	2	3)	ア)	(1)水質検査項目及び検査頻度 表3-1 週間検査について	週間検査の表中(3項目)と有りますが、(4項目)の誤記でしょうか。	ご指摘のとおり4項目となります。要求水準書を変更します。
112	54	3	2	3)	ア)	(1)水質検査項目及び検査頻度 表3-1 週間検査について	業務量の平準化を図り、管理コストの適正化を目指したため、給水栓30箇所の週間検査は、同日実施ではなく日を分けた計画実施もお認めください。	同日実施を原則とします。
113	54	3	2	3)	ア)	(1)水質検査項目及び検査頻度 表3-1について	毎日検査は、本事業の対象外との理解でよろしいでしょうか。	配水末端の給水栓における毎日検査は本事業の対象外です。
114	55	3	2	4)		修繕業務について	統合浄水場については、運転維持管理業務委託契約書(案)第43条3に記載されている1件当たり50万円以下とありますが、場外施設の上限額と同様に年間総額の想定をご教示ください。	統合浄水場については提案いただく修繕計画に基づきサービス対価を支払います。運転維持管理業務委託契約書(案)第44条3の1件当たりの上限額は場外施設の上限額となりますので、運転維持管理業務委託契約書(案)及び要求水準書を変更します。なお、運転維持管理業務委託契約書(案)に関する問回答書No. 58の回答も合わせて参照ください。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
115	55	3	2	4)	イ)	⑥取水塔及び場外施設の修繕業務について	計画外修繕の上限が年間200万円となっておりますが、1件当たりの上限価格の設定が有りましたら、ご教示ください。	1件当たりの上限価格は50万円（税込）以下です。No. 114の回答も参照ください。
116	56	3	2	5)	イ)	膜モジュールの薬品洗浄廃液	「原則、産業廃棄物として処分すること。」とありますが、環境に影響のないように適切に中和処理を行い、その水質が水質汚濁防止法の排水基準及び信濃川系水域に係る排水基準（新潟県条例の上乗せ基準）を満たすことが確認できる場合は、天日乾燥床を経由した農業用排水路、あるいは雨水調整池への放流としても良いとの理解でよろしいでしょうか。	No. 48、49の回答のとおりです。
117	56	3	2	5)	イ)	膜交換及び膜薬品洗浄業務	薬品洗浄廃液及びすすぎ水について、物理洗浄排水と明確に区分し、適切な処理を行った上であれば、産業廃棄物としての処分の原則を除外していただけないでしょうか。	No. 48の回答のとおりです。
118	56	3	2	6)	イ)	②消耗品調達業務について	65頁では、場外施設の消耗品調達費は年間50万円を上限とするとありますが、統合浄水場及び取水塔の消耗品調達費の年間想定額をご教示ください。	ご提案ください。
119	57	3	2	8)	ア)	組合と事業者との協議について	統合浄水場の供用開始予定が令和7年度であり、電力供給先から確約を持った電力費の見積を取得することは極めて困難です。提案時点と供用開始時点で電力単価に大きな差異が有る際は、「運転維持管理業務委託契約書（案）」の別紙13の1項に示された対価の見直しによって基本的に対応し、その時点で対応しきれなかった事象については再協議対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	57	3	2	8)	イ)	電力単価の変動	電力費用は事業者負担となりますが、電力単価（特に燃料調整額等の単価）に変動があった場合の清算は認められますか。また、その清算方法についてご教示願います。	No. 119の回答のとおりです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
121	57	3	2	8)	イ)	③事業費の算出に際しては、(中略)1㎡当りの電力費単価を提示することについて	「運転維持管理業務委託契約書(案)」の別紙13にて提案の費用の積算の前提となる指標は平成31年度4月1日時点のものを参照(後略)と示されているため、統合浄水場及び取水塔の電力費単価を算出する際は、この時点における燃料調達単価及び再エネ賦課金単価を使用するとの理解でよろしいでしょうか。また、従量料金の単価は、事業者が契約する予定の契約種別でこの時点の単価を使用し算出するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	58	3	2	10)	ア)	発生土(汚泥)管理及び処分業務	発生土の運搬と処分には許可が必要と考えます。業務範囲は、発生土の性状管理、天日乾燥床から運搬業者の車両への積み込み、処分許可業者への支払い代行との理解でよろしいでしょうか。	「ア)業務内容」のとおり、運搬及び処分業務を含みます。そのため、ご指摘のとおり、事業者が排出事業者となります。要求水準書及び運転維持管理委託契約書(案)を変更します。
123	58	3	2	10)	イ)	処分許可業者への支払い代行について	排出事業者は貴組合とあり、事業者は支払い代行すると示されています。これは、排出事業者、収集運搬及び処分業者、支払い代行事業者の三者契約を想定されているものと思慮します。支払い代行費用を積算するため、貴組合が契約する収集運搬及び処分単価をご教示ください。	事業者が排出事業者となり、運搬及び処分を含めた業務を実施いただきます。No.122の回答も参照ください。
124	58	3	2	10)	イ)	処分許可業者への支払い代行について	支払い代行とした場合、収集運搬単価や処分単価の変動は貴組合に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。 ※他の支払い代行についても同様にご教示ください。	事業者が排出事業者となり、運搬及び処分を含めた業務を実施いただきます。No.122の回答も参照ください。
125	58	3	2	10)		発生土(汚泥)管理及び処分業務について	貴組合が、発生土(汚泥)の排出事業者として処分許可業者を選定、契約し、事業者は積込、運搬及び処分の対応と支払い代行を行うとの認識でよろしいでしょうか。	事業者が排出事業者となり、運搬及び処分を含めた業務を実施いただきます。No.122の回答も参照ください。
126	58	3	3.2	10)	イ)	発生土(汚泥)管理及び処分業務	発生土の処分費は事業費に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	本事業に含んでおります。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
127	58	3	2	11)	ア)	見学者対応について	「組合が実施する統合浄水場の見学者対応」と示されておりますが、見学者対応は貴組合と事業者が共同で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	58	3	2	11)		見学者対応業務	直近3年間の見学者対応件数を教示願います。	以下のとおりです。なお、No. 129の回答も合わせて参照ください。 H30年度：11件 H29年度：11件 H28年度：10件
129	58	3	3.2	11)	イ)	見学者対応業務	年間の見学者対応実績（月毎の回数、人数）をご教示願います。	貸出資料として開示します。
130	58	3	2	12)	ア)	故障・開閉栓の電話受付	夜間・土日祝日の水道利用者からの故障・開閉栓の電話受付の頻度実績をご教示願います。	以下のとおりです。 H30年度：139件 H29年度：346件 H28年度：439件
131	58	3	2	12)		電話対応等業務について	夜間・土日祝日における電話等への対応であるが受付窓口は、24時間対応とあります。平日昼間は、貴組合が対応しきれなかった電話等に対応するというのでしょうか。	平日昼間の電話対応等業務は、本業務の対象外です。
132	58	3	2	12)		電話対応等業務について	「（前略）水道利用者からの故障・開閉栓の電話受付に対するものである」とありますが、現状の年間問合せ件数とその問合せ種別について、ご教示願います。	貸出資料として開示します。
133	58	3	3.2	12)	イ)	電話対応等業務	「②受電に対しては、速やかに対応すること」とありますが、受電内容による具体的対応についてご教示願います。	ご提案ください。
134	59	3	2	13)	イ)	植栽管理、清掃及び除雪業務	廃棄物の排出事業者は、「事業者」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
135	59	3	2	13)	イ)	(1)本業務の内容について	5頁の(2)運転維持管理業務内容の植栽管理、清掃及び除雪業務では水道庁舎に○が付されていますが、本項では取水塔及び統合浄水場と示されています。水道庁舎事務室には、個人情報及び業務情報等重要な書類があると思慮しますので、水道庁舎は本業務の対象外との理解でよろしいでしょうか。	水道庁舎の植栽管理、清掃及び除雪業務は、要求水準書P66.3.3の10)に定めておりますので、参照ください。なお、ご理解のとおり、水道庁舎本体は清掃業務の対象外です。
136	60	3	2	15)	イ)	浄化槽の管理業務	②規模については、新潟県三条地域振興局地域整備部建設課との協議の上決定との記載となっておりますが、P.28(6)(ア)②では、70人槽と記載があります。浄化槽の規模は、70人槽と考えますがよろしいでしょうか。また、管理棟と水道庁舎の浄化槽は統合するなど、事業者提案でよろしいでしょうか。	規模容量は事業者提案によるものとし、要求水準書を変更します。後段は原文のとおりそれぞれに設置しご提案ください。
137	60	3	2	15)	イ)	浄化槽の管理業務	浄化槽の巡回点検や清掃消毒、法定点検の委託業務について支払い代行業を業務とするとありますが、この費用は事業費に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	事業費に含まれております。
138	60	3	2	15)		浄化槽の管理業務に関する代行について	浄化槽の管理については、事業者が支払いの代行をするものと示されていますが、貴組合が指定又は契約する委託先をご教示ください。	委託先については事業者との協議により決定する予定です。
139	61	3	2	18)		事業終了時の引継ぎ業務について	事業終了時の引継ぎ業務の期間は、何か月程度を想定しているかをご教示ください。	特段の想定はありませんので、ご提案ください。
140	62	3	2	18)	イ)	①施設の引き渡しについて	「事業期間終了後1年以内に更新を要することのない状態で組合に引渡すこと。」とありますが、実行計画書を基に保全を行った結果、突発故障により機器の更新が必要となった場合は、当該の条件には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	原則として、突発故障による更新も当該条件に該当します。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
141	62	3	2	18)	イ)	事業終了時の引継ぎ業務	⑤膜の保証に対して、事業期間終了後から2年間で交換の必要が発生した場合は事業者が無償交換を行う、とあります。事業期間終了後の運用がイ) ②にて提出する運用マニュアル外の操作、運用を行われた場合は保証外と理解します。	ご理解のとおりです。
142	62	3	3	1)	イ)	3.3場外施設一式の運転維持管理業務(業務仕様)1) 運転管理業務について	要求水準書では法定外委託の場外施設の運転維持管理業務緊急時対応業務が含まれておりません。運転維持管理契約書(案)【別紙3】【場外施設の運転維持管理業務】(1)④には、委託施設の故障・緊急時の対応とあります。緊急時の対応は含まれるのでしょうか。含まれる場合、現段階の年間出勤頻度と内容をご教示ください。	要求水準書P67.13)のとおり、事故等による緊急対応を含みます。なお、既存場外施設(吉田浄水場及び弥彦浄水場は除く)におけるH30年度の対応実績は次のとおりです。 件数:2件、対応時間:1~2時間程度、 内容:主にポンプ場の現場確認作業
143	64	3	3	4)		修繕業務(計画外修繕)	修繕業務の対象には土木・建築も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	64	3	3.3	4)	イ)	修繕業務(計画外修繕)	「年間200万円を上限とし」とありますが、200万円に満たない場合は精算対象となるかご教示願います。	精算対象とします。
145	64	3	3.3	4)	イ)	修繕業務(計画外修繕)	「年間200万円を上限とし」とありますが、この費用は事業費に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	年間200万円として事業費に含んでおります。
146	64	3	3.3	6)	イ)	消耗品調達管理業務	「年間50万円を上限とする。」とありますが、50万円を超過した場合の支払いは、事業者の範囲ではないと理解してよろしいでしょうか。 また、50万円に満たない場合は精算対象となるかご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、精算対象とします。
147	64	3	3.3	6)	イ)	消耗品調達管理業務	「年間50万円を上限とする。」とありますが、この費用は事業費に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	年間50万円として事業費に含んでおります。
148	65	3	3	7)		薬品調達管理業務	吉田配水場及び弥彦送水場における、追塩注入率の実績値を教示願います。	既存の吉田浄水場、弥彦浄水場では追加塩素は実施しておりません。参考に、各浄水場における塩素注入率について、貸出資料にて開示します。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
149	65	3	3	8)	ア)	組合と事業者との協議について	事業者は支払いを代行する建付けであるため、統合浄水場及び取水塔のような再協議を要さないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	65	3	3	8)	イ)	③事業費の算出に際しては、(中略)1㎡当りの電力費単価を提示することについて	単価を算出するため、貴組合が契約する種別や電力単価、または算出に使用すべき条件をご教示ください。	現状の吉田浄水場、弥彦浄水場の契約種別、電力単価を貸出資料として開示します。
151	66	3	3	10)	イ)	植栽管理、清掃及び除雪業務	廃棄物の排出事業者は、「事業者」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	66	3	3.3	10)		植栽管理、清掃及び除雪業務	既設設備における植栽管理、清掃及び除雪業務の実績(頻度、範囲、金額)についてご教示願います。	燕市の既存浄水場における委託内容を貸出資料として開示します。
153	67	3	3	11)	ア)	浄化槽の管理業務	吉田送配水場に設置されている浄化槽の種類と規模をご教示願います。	現状の吉田浄水場に設置されている浄化槽は、50人槽、爆気型です。
154	68	3	3.3	13)		災害及び事故対策業務	業務には、日常的な緊急対応業務は含まれないと理解してよろしいでしょうか。含まれる場合は、費用は事業費に含まれないと理解してよろしいでしょうか。また、含まれる場合は、既設設備に関する実績(頻度、人工、内容)についてご教示願います。	前段については、本事業に含み、事業費にも含まれます。後段については、No.142の回答を参照ください。
155	別紙					要求水準書別紙一式-別紙4送水管取合い想定図(吉田送配水場)	「廃止管」の記載がありますが、廃止管は撤去でなく、残置の考えでよろしいでしょうか。	新設工事の掘削等で露出する廃止管については原則として撤去してください。要求水準書を変更します。
156	別紙					要求水準書別紙一式-別紙5送水管取合い想定図(弥彦送水場)	新設する管理棟の下に既設管がありますが、これらも施工に支障がない範囲は、残置の考えでよろしいでしょうか。	No.155の回答のとおりです。

事業者選定基準に関する質問回答書

「燕市・弥彦村統合浄水場等整備事業」の事業者選定基準に関する質問について、以下のとおり回答します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	1	2	3)			事業者選定の体制	事業者選定委員会の審査委員と資本面又は人事面において関連がある者は応募者となることはできない（募集要項P22）、と記載があります。そこで、応募者の制限をクリアしていることを応募資格審査前に確認したいため、事業者選定委員会の審査委員を公表してください様お願いいたします。	公表予定はありません。
2	4	5	2)	ア	(4)	提案内容の審査	出席者は5名までとありますが、業種は機械・電気・土木・建築・維持管理とあるため、出席者の人数を10名程度として頂きたいをお願いします。	出席者は応募者1者あたり12名までとします。事業者選定基準を変更します。
3	4	5	2)	7)	(4)	プレゼンテーションの出席者	「出席者(説明者)は応募者1者あたり5名までとする」とありますが、設計企業、複数の土木建築企業、機械設備企業、電気設備企業、維持管理企業、地元企業を含めて、出席者を15名程度として頂きますよう要望致します。	No. 2の回答のとおりです。
4	4	5	2)	7)	(4)	プレゼンテーションの出席者	「総括責任者への配置を予定する者は必ず出席すること。」とありますが、実施方針P6に記載のある「統括責任者」と同一との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
5	4	5	2)	ア)	(4)	③出席者について	プレゼンテーションについて、「(前略) 統括責任者への配置を予定する者は必ず出席すること。」と示されています。この統括責任者とは「設計・建設業務請負契約書(案)」の第17条に示された統括責任者と同義であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	4	5	2)	ア)	(2)	基礎審査	基礎審査項目のチェックリストを公表して頂くことは可能でしょうか。	公表予定はありません。
7	5	5	(5)	表5-1	1-2-4	場外送配水場施設設計に関する提案	既設設備との切替時の需要家への影響を避ける上で既設設備運用上の制約事項等あればご教示願います。 また、貸与頂いた完成図書の情報が不足しているため、提案内容が不十分になる可能性があります。既設設備把握のため、完成図書(展開接続図・配線系統図)等の関係書類を借用させていただけるようお願い申し上げます。	前段については、特段の想定はありませんので、現地調査や貸出資料に基づきご提案ください。 後段については、貸出資料の「03_既存資料」というフォルダを参照ください。
8	5	5	2)	イ)		表5-1	1-2-4場外送配水場施設設計に関する提案において、「既存施設を運転継続しながら確実に施工できる計画が提案されているか。」とあります。既存施設の運転継続しながらの施工計画の立案には、既存施設の運転状況、地下埋設物・電気ケーブルの状況など、既存施設の運転状況等を示す資料が必要となり、資料の提示をお願いいたします。	運転状況(送配水量)については、貸出資料の「03_送配水量実績データ」として開示済みです。また、既存資料については貸出資料として開示済みです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
9	7	5	2)	イ)	(1)	得点化方法	<p>地域経済に対する経済効果に関する評価方法ですが、募集要綱には地元企業及び協力企業に分担させるよう努めなければならない分担額は10%以上とする。と記載があり10%が一つの基準値になると読取れますが、評価方法は分担額が10%を満たしていても10%以下の場合と同評価で得点が0点にすると定めております。分担額が10%以上満たした場合を配点の100%（24点）とした方が理解しやすいと考えますが如何でしょうか。また分担額30%が配点の100%とした理由についてご教示をお願いいたします。</p>	<p>前段については、募集要綱で設定している地元企業及び協力企業への分担額10%は必要と考える下限値であり、仮に分担額10%以上で価格点100点とした場合には、応募企業すべて満点となります。</p> <p>後段については、地元請負可能範囲の試算等を踏まえ、地元に対する経済効果に関して事業者提案の優劣を評価する目的として、分担額30%を配点の100%と設定しています。</p>
10	7	5	2)	イ)	(1)	得点化方法	<p>分担額30%は金額的にも大きな規模となります。つきましては協力企業となり得る企業リストの公表をお願いいたします。</p>	<p>公表の予定はありません。</p>

提出書類作成要領及び様式集に関する質問回答書

「燕市・弥彦村統合浄水場等整備事業」の提出書類作成要領及び様式集に関する質問について、以下のとおり回答します。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
1	1	1	1)			応募資格審査に関する提出書類	土木工事及び建築工事のそれぞれについて、要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置となっていますが、配置予定技術者の資格を証する書類は、応募資格審査に関する提出書類には含まないとの理解で良いでしょうか。 また不要である場合は、本件事業スケジュールのどの時点での提出が必要となるのでしょうか。	前段はご理解のとおりです。 後段については、提案内容審査に関する提出書類において、様式Ⅳ-1-2の添付資料として提出ください。
2	1					応募者資格審査に関する提出書類	認定登録証の写しとは何を指すのでしょうか。	要求水準書2.2.4) (3)の①及び②の膜ろ過装置及び膜モジュールの認定登録を証するものを指します。
3	1					1) 応募資格に関する提出書類	「設計業務の実施を担う者の技術士在籍を証明する書類の写し」は配置予定技術者を特定できない場合、募集要綱p18 4.2.4)の要件を満足する複数の者を提出できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	1					1) 応募資格に関する提出書類	配置予定技術者は提出した範囲での変更は可能と考えてよろしいでしょうか。(管理技術者を担当技術者への変更、照査技術者を管理技術者への変更、担当技術者を管理技術者への変更等)	必要な資格要件を満たしていれば問題ありません。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
5	2	2	3)	イ)	-	使用文字サイズについて	提案書類に記述する文字サイズが10.5ポイント以上と示されていますが、図表などに用いる文字サイズはこの限りではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、文字サイズ8ポイント程度を目安として、読みやすさにご配慮ください。
6	2	2	3)			提案書の作成要領	印刷物はモノクロ、カラーの制約はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	3	2	4)			基本方針に関する提案 様式IV-1-1について	3. 全体配置計画とありますが、設備の配置でしょうか、企業あるいは組織(人)の配置でしょうか。	浄水場、送配水場内の施設配置のことを指します。
8	3	2	4)			業務実施体制に関する提案 様式IV-3-1について	表に示されている運転管理責任者は、契約書(案)では特に定義されておりませんが、あくまで記載例との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	3	2	4)			保守点検業務に関する提案 様式IV-3-3について	セルフモニタリングの括弧内にある、モニタリング項目とは、状態を確認するための点検保守項目のことによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	3	2	4)			保守点検業務に関する提案 様式IV-3-3について	セルフモニタリングについて記載を求められておりますが、様式V-4のセルフモニタリング計画への記載内容との違いをご教示ください。	様式IV-3-3では保守点検業務に特化した事項について記載を求めており、様式V-4では保守点検業務も含めた事業全体のセルフモニタリング計画の記載を求めます。
11	3	2	4)			関係法令リスト 様式V-3について	現在、水道施設の維持管理において、法令等に基づく届出、許認可等(委託先と貴組合が届出や許認可を取得しているもの)を受けているものについてご開示ください。	水道事業認可(水道法)、水利権(河川法)、取水量報告(水利使用規則)、消防設備等点検結果報告(消防法)、産業廃棄物管理票交付等状況報告(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)などがあります。
12	3	2	4)			運転維持管理費用計画 様式V-6A-①について	1年目令和7年度の費用には、令和7年1月からの運転維持管理習熟期間の費用を含めて記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13						様式I-6	応募者の協力企業一覧表について、協力企業とは、募集要綱P11 3.3事業スキームには必要に応じて下請契約となっています。参加表明時に提出は不要と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 募集要綱及び提出書類作成要領及び様式集を変更します。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
14						様式Ⅳ-1-1	「図面を有効に活用する等、分かりやすく、かつ、具体的に記述すること。関連する図面(A3サイズ以下)は本様式の末尾に添付し、様式の枚数制限に含めない。添付図面(※提案内容を説明するための吹き出しや色づけ等の装飾を可とする」とありますが、末尾に添付する「関連する図面」は、装飾を可とする「添付図面」と同じとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15						様式Ⅳ-2-1	「関連する図面(A3サイズ以下)は本様式の末尾に添付し、様式の枚数制限に含めない。添付図面(※提案内容を説明するための吹き出しや色づけ等の装飾を可とする」とありますが、末尾に添付する「関連する図面」は、装飾を可とする「添付図面」と同じとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16						様式Ⅳ-2-2	「関連する図面(A3サイズ以下)は本様式の末尾に添付し、様式の枚数制限に含めない。添付図面(※提案内容を説明するための吹き出しや色づけ等の装飾を可とする」とありますが、末尾に添付する「関連する図面」は、装飾を可とする「添付図面」と同じとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17						様式Ⅳ-2-2 様式Ⅳ-2-3 様式Ⅳ-2-4	「関連する図面(A3サイズ以下)は本様式の末尾に添付し、様式の枚数制限に含めない。 【本文中に添付する場合】・提案内容の補足資料に必要なもの(5枚以内)」とありますが、5枚以内の「補足資料」は、「関連する図面」とは別ものとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、補足資料についての枚数は以下のとおり変更します。様式Ⅳ-2-2：6枚以内(補足資料を含む)、様式Ⅳ-2-3,4：3枚以内(補足資料を含む)、様式Ⅳ-2-5：2枚以内(補足資料を含む)。提出書類作成要領及び様式集を変更します。
18						様式Ⅳ-2-2 様式Ⅳ-2-3 様式Ⅳ-2-4 様式Ⅳ-2-5	「【本文中に添付する場合】・提案内容の補足資料に必要なもの(5枚以内)」とありますが、この「補足資料」は、A4サイズでしょうか。	A4またはA3サイズとしてください。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	章	節	項	目			
19						様式IV-2-5	「関連する図面(A3サイズ以下)は本様式の末尾に添付し、様式の枚数制限に含めない。添付図面・提案内容の補足資料に必要なもの(5枚以内)」とありますが、添付図面の詳細な説明がありません。様式IV-2-2～2-4のように、添付図面の具体的な説明をお願いいたします。	構造図(平面図、断面図、立面図)、意匠図、日影図、機器配置図、その他必要図面等を考えております。提出書類作成要領及び様式集を変更します。
20						様式V-5B-①	積算根拠(内訳明細書)は任意様式で良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21						様式V-5B-①	内訳明細の内容について、「特に説明が必要と考える項目」とは具体的にどのような説明を想定されているのでしょうか。	具体例は想定していませんので、補足説明が必要だと判断した場合にのみ記述して下さい。
22						様式IV及びV	様式IV及びVの技術提案は、WORDデータの公表はありますか。	公表します。
23						様式IV及びV	様式IV及びVのリスト・積算表等は、EXCELデータの公表はありますか。	公表します。
24						施設設計図面集	施設設計図面集の図面タイトルボックスの指定はありますか。図面タイトルボックスは事業者提案で任意様式でよいとの理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
25						施設設計図面集	設計図面のタイトルボックス内に、社名もしくは応募者名を記載する必要がありますか。	記載は不要です。
26						様式IV-2-6	工事工程表(設計を含む)はA3版で作成してもよろしいでしょうか。	問題ありません。

基本協定書（案）に関する質問回答書

「燕市・弥彦村統合浄水場等整備事業」の基本協定書（案）に関する質問について、以下のとおり回答します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	条	項	号	目			
1	1	2	(2)			本事業の内容	「発注者は、受注者に整備対象施設及びその他場外施設（以下「運転維持管理対象施設」とい。）の運転維持管理業務（以下「運転維持管理業務」という。）を委託し…」とありますが、その他場外施設とはどの施設を指すかご教示願います。	その他場外施設とは、燕市の国上加圧ポンプ場、国上第1ポンプ場、国上第2ポンプ場、国上第3配水池、弥彦村の弥彦村低区配水池、弥彦村高区配水池の6施設です。
2	1	3	2			発注者及び受注者の責務	「受注者は、事業契約締結のための協議に当たっては（中略）要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。」とありますが、尊重した結果、費用が追加となった場合には、契約金額の追加変更の対象となる理解で宜しいでしょうか。	事業者選定後に要望事項等を反映した結果、費用が追加となる場合は、発注者と受注者が協議するものとします。
3	2	4				リスク分担	具体的な役割及びリスク分担は、事業契約においてこれを定める。と記載がありますが、どの内容が該当するのでしょうかご教示をお願いいたします。	設計・建設業務請負契約書(案)別紙6に追記します。
4	3	9	4			事業契約の締結	「業務の分担に関する協定を締結」とありますが、内容について、必須の内容はありますか。また、「当該契約」とありますが、この「契約」とはこの協定のことを指すと考えて差し支えないでしょうか。	民間企業同士で締結頂く協定ですので、構成員の業務分担以外の必須記載項目は代表企業と構成員との間で決めて下さい。 当該契約とは、設計・建設業務請負契約を指します。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	条	項	号	目			
5	3	9	4			事業契約の締結	2行目に業務の分担に関する協定を締結し、と記載がありますが、ここで言う協定書とは国交省が定める共同企業体協定書を基本として考えれば良いでしょうか。	民間企業同士で締結頂く協定ですので、基本様式や必須項目は発注者からの指定はありません。
6	4	12	2			事業契約の不調	「前項の場合以外の場合」とは、「事業契約の締結に至った場合」と考えてよろしいでしょうか。この前提で、「事業契約の締結に至らなかったこと」について、損害賠償及び違約金が発生するのは、こういった場面が想定されますでしょうか。	前項の場合以外の場合、とは、発注者および受注者のどちらか、あるいは双方に債権債務関係が生じる場合で、かつ、契約に至らなかったケースです。例えば、発注者側の一方的な計画変更や手続きの遅延、受注者側の代表企業の倒産、構成員の不祥事、提出書類に虚偽があった場合等によって契約の締結が難しくなった場面等が想定されます。
7	4	12	2			事業契約の不調	第2文に「違約金」とありますが、これは第1文の損害賠償請求の賠償とは別個に課せられるものでしょうか？第1文と第2文の関係をご教授願います。	原則として、別個に課すものです。ただし、違約金は原文のとおり、発注者・受注者の両者の協議によって定めるものとなります。
8	4	12	2			事業契約の不調	事業契約の中で組合の議決を要する契約はあるでしょうか？もし、ありましたら、その契約については、仮契約が締結され、議決によって本契約が成立する、という手続きになるでしょうか？ また、議決の必要な契約があった場合、議決が得られなかった場合は組合の責めに帰すべき契約不成立として、本条項に準じて受注者は発注者に対して損害賠償を請求できるという理解で宜しいでしょうか？	事業契約に当たって議決は不要です。
9	4	13	2	6		秘密保持	不特定の者に開示する場合とありますが、こういった場面が想定されますでしょうか。その場合、どのように秘密が保持されるのか、秘密保持の手段・方法についてご教示ください。	第13条第2項(6)の記載内容のとおりです。 この場合、情報は開示されます。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	条	項	号	目			
10	4	13				秘密保持	(1)、(2)・・・の前に、「次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。」等の文言が必要と考えられますが、ご見解をお願いします。	追記します。基本協定書（案）を変更します。
11	6	16	3			本協定の有効期間	基本契約書、設計・建設業務請負契約書、運転維持管理業務委託契約書において、秘密保持の期間はそれぞれ「満了後5年」となっています。基本協定書においても同様に第13条の存続期間は5年と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。基本協定書（案）を変更します。
12	6	16	3			本協定の有効期間	末尾に、本協定の有効期間満了後も存続する。と記載がありますが、第13条（秘密保持）については期間を定めるのが一般的であると考えますが如何でしょうか。	No. 11の回答のとおりです。

基本契約書（案）に関する質問回答書

「燕市・弥彦村統合浄水場等整備事業」の基本契約書（案）に関する質問について、以下のとおり回答します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	条	項	号	目			
1	1						本基本契約書を締結するにあたり、全体の契約金額を提示して頂けると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。基本協定書で契約金額を提示して締結することとしています。
2	3	10	2			特別目的会社の設立	「運転維持管理業務委託契約書（案）の（別紙8）建物使用賃借契約書」で使用場所・期間・目的を記入し甲乙で契約締結をすれば無償で借り受けられるとあります。今回、SPCは統合新浄水場及び場外施設の維持管理を目的として設立される会社のため、SPCの本店所在地として統合浄水場内に設定できるという理解でよろしいでしょうか。	SPCの本店所在地として統合浄水場内に設定することはできません。
3	4	12	1			サービス水準不充足に関する責任	設計・建設業務請負契約の第53条と第45条が引用されていますが、前後の趣旨に合致しないように思われるため、引用条文をご確認お願い致します。	第53条は第55条の引用に、第45条は第32条の引用に修正します。
4	4	12	1			サービス水準不充足に関する責任	1行目において、設計・建設業務請負契約書第45条の規定を参照していますが、文意が読み取れません。規定の趣旨をご教示ください。	No.3の回答のとおりです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	条	項	号	目			
5	4	12	1			サービス水準不充足に関する責任	条文中に「設計・建設業務請負契約第45条」を引用されていますが、正しくは同契約の第32条ではないでしょうか？ また、「運転維持管理業務委託契約第37条第3項」を引用されていますが、同第37条には第3項はありません。正しくは同条第2項ではないでしょうか？	第45条は第32条の引用とし、第37条第3項の引用は削除します。
6	4	12				サービス水準不充足に関する責任	運転維持管理業務委託契約第41条（一般的損害）が引用されているが、ここでの話題「サービス水準不充足」の文意が読み取れません。規定の趣旨をご教示ください。	設計建設、運転維持管理の業務によらず、サービス水準不充足に関する責任について述べたものです。
7	5	12	2			サービス水準不充足に関する責任	「本施設の瑕疵によるのか又は運營業務者の義務の不履行によるのか判断できない事を理由として、前項の規定による義務の負担を逃れることはできない。」とありますが、その判断をすること自体は妨げられないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	6	16	3	6		秘密保持義務	不特定の者に開示する場合とありますが、こういった場面が想定されますでしょうか。その場合、どのように秘密が保持されるのか、秘密保持の手段・方法についてご教示ください。	第16条（6）の記載内容のとおりです。この場合、情報は開示されます。
9	7	18				管轄裁判所	本基本契約に関する紛争は、新潟地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。 とありますが、一方、設計・建設業務請負契約書（案）p28第65条（あっせん又は調停）では、「発注者及び受注者は、建設業法による新潟県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする」とあります。 基本契約書が上位との理解でよろしいでしょうか。	基本契約書に関する紛争は新潟地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。 また、設計・建設業務請負契約書（案）に関する紛争は、同第65条・66条の規定どおり、「本契約に係る紛争は、新潟県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする」が適用となります。一方、設計・建設業務請負契約書（案）に関して訴訟となる場合は、「本契約に係る訴訟は、新潟地方裁判所を専属的管轄裁判所とする」が適用となります。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	条	項	号	目			
10	10					別紙1 事業工程	2. 設計・工事期間について、設計完了日は提案者の自由と考えておりますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

設計・建設業務請負契約書（案）に関する質問回答書

「燕市・弥彦村統合浄水場等整備事業」の設計・建設業務請負契約書（案）に関する質問について、以下のとおり回答します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	条	項	号	目			
1	2	3	12			総則	本項中の共同企業体とは、設計・建設JVのことを指し、代表者とは代表企業を指すということでしょうか。その場合代表者は機械設備企業ということになりますが、機械設備企業は全体工程の内特定期間での工事を担うこととなりますので、全工程にわたる設計・建設業務に関する行為を、代表者通して行うということは合理的ではないと思料致しますがいかがでしょうか。	募集要綱に示すとおりです。
2	3	5	1			規定の適用関係	解釈の優先順について、①「別途合意した書面」、②「要求水準書」、③「提案書」の順で優先する定めがありますが、「本契約」の優先順位をご教示ください。	第5条の記載内容のとおりです。
3	3	5	1			規定の適用関係	2行目に、別途合意した事項に係る書面、と記載がありますが、ここで言う書面とは、契約締結前に貴組合と事業者が協議の上合意した書面であるとの認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	6	17	1			統括責任者	統括責任者は、代表企業である機械設備工事企業から専任で1名配置することが必要でしょうか。	ご理解のとおりです。

見出し符号					項目名	内容	回答
No	頁	条	項	号			
5	6	17	1		統括責任者	統括責任者は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者はこれを兼ねる事が出来ますか。	統括責任者が代表企業である機械設備工事企業から配置されることを考えると、機械設備工事期間については、統括責任者と現場代理人並びに主任技術者及び監理技術者の兼任が可能です。
6	6	17	1		統括責任者	工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を応募者の代表企業（機械設備企業）から配置することになっておりますので、設計建設JVの代表者は、全体工程期間での工事を担う（技術者を配置する）土木建築企業が務めるのが一般的であると考えますが良いでしょうか。	設計・建設JVの代表企業は、応募者の代表企業と同一とします。
7	7	21	1	(1)	現場代理人	現場代理人について、設計期間と工事期間で別の技術者を立てることは可能でしょうか。	設計期間における現場代理人の配置は不要です。
8	7	21	1	(1)	現場代理人	本事業の設計・建設特定JVは、異業種の集合体であるため、分担施工型（乙型）での運営が一般的かと推察いたします。その場合、特定JVの監理技術者及び現場代理人は、統括管理責任者の下、各分担工種毎の企業が、監理技術者及び現場代理人の現場常駐期間を組合殿と協議の上決定する、という、理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	7	21			現場代理人及び主任技術者等	本事業の建設にあたっては工事場所が複数（統合浄水場、吉田、弥彦）となりますが、本条記載の現場代理人及び主任技術者等は、複数の工事場所を1つの工事として捉える理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	13	34	5		条件変更等	「あらかじめ受注者と協議を行う」また、但し書きに「当該協議が整うことを要しない」とありますが、どのような目的で協議を行い、また、整わない場合の対応はどのようになるのか、想定されている場面をご教示願います。	前段は変更内容などの相互確認等を想定しています。後段は具体的に想定している場面はありません。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	条	項	号	目			
11	14	36				工事の中止	その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）には、豪雪も含まれるとの理解で良いでしょうか。	過去の実績から到底想定できない規模の豪雪については、その他の自然的な事象に該当するものとお考え下さい。
12	15	40	2			請負金額の変更方法	「請負金額の変更については、別表に定めるものとする」とありますが、別表とはどれを指すのかご教示願います。	第40条2項の「別表に定める」を「以下に定める」とし追記修正します。 1 第1回目の変更の場合 (変更工事価格×元請負金額÷元設計金額)×(1+消費税率)=変更後の請負金額 2 第2回目以降の変更の場合 (2回目以降変更工事価格×元請負金額÷元設計金額)×(1+消費税率)=2回目以降変更後の請負金額
13	15	40	2			請負金額の変更の方法	「別表に定めるところによるものとする」とありますが、この「別表」とはどれを指すのでしょうか？	No.12の回答のとおりです。
14	15	41	3			賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更	「請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき」とありますが、ここでのいう物価指数等とは、公共工事設計労務単価、新潟県土木工事等基礎（公表）単価という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	15	41				賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更	本事業の建設にあたり、本条に記載の変動を強く受けるのは土木建築工事分野であると想定されます。また地元企業及び協力企業が担う業務も同分野であることから、本条につきましては土木建築の工事分野単体においても適用できるよう変更をお願いいたします。	原文のとおりとします。
16	17	44	3			第三者に及ぼした損害	第三者との間に紛争が生じた場合においては、「受注者の責任により解決」とありますが、発注者の責に帰すべき事由により生じた紛争については、受注者では解決できないことから、発注者の責任により解決されると承ってよろしいでしょうか。	原文のとおりとしますが、発注者受注者の相互協力を示したものです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	条	項	号	目			
17	17	45	2			不可抗力	第2条第13号の「不可抗力」の定義とは別に、第45条のみで使用される「不可抗力」の定義を設けている意図をご教示下さい。もし統一できるようでしたら、統一いただけますでしょうか？	第45条の天災等・(以下の条文において「不可抗力」という。)を不可抗力に変更します。
18	18	45	5	1		不可抗力による損害	相応する請負金額から残存価値評価額を差し引くとありますが、復旧・修補費用の実費ではないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	18	45の3	2			法令等の変更に伴う協議及び追加費用の負担	別紙3「本事業に直接関わる法令」とは、本事業の規制だけでなく、工事原価に影響を与える法令変更を含むものと承ってよろしいでしょうか。	原文のとおりとしますが、契約締結段階において、「工事原価に影響を与える法令変更」を具体的に示して頂いたうえで、当該法令が「本事業に直接かわる法令等」に該当するかを協議するものとします。 当該法令の例としては、水道法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法などです。
20	19	47	1			請負代金の支払い	前条第2項とありますが、誤記と思われま	前条第2項を第32条第2項に修正します。
21	19	47	1			請負代金の支払い	「前2条第2項」とありますが、正しくは「第32条第2項」でないでしょうか？	No.20の回答のとおりです。
22	19	47	3			請負代金の支払い	「前2条第2項」とありますが、正しくは「第32条第2項」でないでしょうか？	No.20の回答のとおりです。
23	20	49	3-5			前払金	第3項～第5項の規定は前払金とは関係のない条項ではないでしょうか？	第49条第3項、同条第4項、同条第5項の規定を修正します。
24	20	49	3			前金払	第55条に同様の規定があります。誤記と思われ	No.23の回答のとおりです。
25	20	49	4			前金払	第55条に同様の規定があります。誤記と思われ	No.23の回答のとおりです。
26	20	49	5			前金払	第55条に同様の規定があります。誤記と思われ	No.23の回答のとおりです。
27	21	50	1			保証契約の変更	前条第5項とありますが、正しくは前条第2項ではないでしょうか？ また、括弧内の別表とは何をさすのでしょうか？	前条第5項のままとし、括弧書きを削除します。
28	21	50	1			保証契約の変更	「前条第5項」との記載について、どこを指すかご教示下さい。	No.27の回答のとおりです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	条	項	号	目			
29	21	50	2			保証契約の変更	「項に定める場合のほか」とあり、脱字がございます。また、括弧内の別表とは何をさすのでしょうか？	項を前項に修正し、括弧書きを削除します。
30	21	50	2			保証契約の変更	「項に定める」とありますが、脱字と思われます。	No.29の回答のとおりです。
31	22	55	2			瑕疵担保	「第45条第4項」とありますが、正しくは「第32条第4項」ではないでしょうか？ また、「第51条」とありますが、正しくは「第53条」ではないでしょうか？	第45条を第32条に、第51条を第53条に修正します。
32	22	55	2			瑕疵担保	「第45条」とありますが、検査及び引き渡しは第32条に規定されています。誤記と思われます。	No.31の回答のとおりです。
33	23	56				履行遅延の場合における違約金等	違約金(遅延損害金)の上限が規定されていません。上限値の設定をお願いいたします。	損害の内容によって定めます。
34	25	58の2	1	4		談合その他不正行為による解除	第4号の他のプロポーザル参加者と契約すべき者又は契約金額を決めたとは、本事業に関してとの理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
35	26	61	3			解除に伴う措置	「別表」とはどれを指すか、ご教示下さい。	第61条3項の「別表に定める」を「以下に定める」とし追記修正します。 出来形査定設計金額×請負金額÷設計金額＝請負金額相当額
36	26	61	3			解除に伴う措置	2行目の「別表」とはどれを指すのでしょうか？	No.35の回答のとおりです。
37	27	61の2	1			損害賠償の予定	損害賠償額の予定として「請負代金の1分の2に相当する額」と規定されていますが、誤植ではないかと思えます。2分の1の間違いかと思われそうですが、58条の2項で損害賠償金を支払い、なおかつさらに損害賠償金を支払うことになり、2重となるため、本項を削除をお願い申し上げます。	第58条の2第2項及び第3項を削除し、1分の2を10分の1に修正します。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	条	項	号	目			
38	27	61 の2	1			損害賠償の予定	「請負金額の1分の2」とありますが、第58条の2第1項に該当した場合、まず請負金額の1分の2(=倍額)の損害賠償を行い、さらに契約を解除された場合は、第58条の2第2項により請負金額の10分の1の損害賠償を追加で支払うという理解でよろしいでしょうか。	No.37の回答のとおりです。
39	28	66				仲裁	適用となる仲裁合意書をお示してください。	別紙5に追加します。
40	33	19	2			罰則	引用されている条例について「燕市市個人情報保護条例」と「市市」が連続で記載されております。誤記と考えます。	ご指摘のとおりです。 設計・建設業務請負契約書(案)を変更します。
41	35	別 紙3				法令等の変更に係る責任負担割合	消費税の税率変更に伴う負担は、発注者の負担との理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
42						契約書	実施方針より応募企業の代表企業は「機械設備企業」と理解しておりますが、設計・建設業務請負契約書の記名・押印欄に「代表企業(機械設備企業)」とあります。設計・建設JVは、最大出資者(工事分担金額の最大企業)が代表企業を担うことが一般的であるため、設計・建設JVの代表企業は、応募代表企業と異なる企業とすることは可能でしょうか。	No.1の回答のとおりです。

運転維持管理業務委託契約書（案）に関する質問回答書

「燕市・弥彦村統合浄水場等整備事業」の運転維持管理業務委託契約書（案）に関する質問について、以下のとおり回答します。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	条	項	号	目			
1	1	3	2			受託者	「受託者」という用語が、本条項、第60条その他で使用されていますが、これらは第1条第1項の定義に従って「受注者」と読み替えてよいのでしょうか？	ご理解のとおりです。 運転維持管理業務委託契約書（案）を変更します。
2	1	4	3			（受注者の義務）について	「（前略）なお、受注者は、発注者が締結する住民協定等がある場合は（後略）」と示されています。現状で、住民協定等が締結されているのであれば、開示は可能でしょうか。	現状具体的な住民協定等はありません。
3	2	4	2			要求水準書等	「要求水準書等」が定義されていません。ここでいう「要求水準書等」は第5条1項で記載されているとの理解でよろしいでしょうか。	第4条2項に以下を追記修正します。 「要求水準書」とは、本事業の提案募集に当たり発注者が公表した書類及びこれらの書類についての質問に対する発注者の回答を示した書面のすべてをいう。
4	2	4	2			住民協定等	「発注者が締結する住民協定等」とありますが、既に締結された住民協定等や、今後締結予定のもの、協議中のもの等がありましたら、ご開示下さい。	No.2の回答のとおりです。
5	2	5	1			総則	「・・・並びに事業者提案書及び基本協定書に従い、」とありますが、基本協定書は、事業契約書が締結された段階で終了するとの記載があり、「従い」の規定の趣旨をご教示ください。	基本協定を基本契約に修正します。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	条	項	号	目			
6	2	5	2			総則	「次に掲げる業務」とありますが、記載がありません。どの部分を指しますでしょうか。	「次に掲げる業務（以下「業務」という。）」を「本業務」に修正します。
7	2	5	2			業務	「次に掲げる業務（以下「業務」という。）」とありますが、具体的な業務の列挙がないため、条文の修正をお願い致します。第11条に列挙された業務を指すのであれば、その旨の規定をお願い致します。 また、ここで定義された「業務」と、第1条第1項に定義された「本業務」の意味の違いをご教示下さい。	No.6の回答のとおりです。
8	2	5	2			履行期間	契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）とありますが、これは第11条に規定されている「本業務を委託する期間」を指すでしょうか？	ご理解のとおりです。 なお、第12条の平成27年を令和27年に修正します。なお、No.58の回答も合わせて参照ください。
9	2	5	4			総則	「共同企業体」とありますが、「受注者」と同義と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 運転維持管理業務委託契約書（案）を変更します。
10	2	5	4			共同企業体	募集要綱によれば、本契約の民間事業者側の契約当事者は、当初は受注者を構成する企業とし、SPCが設立されたらSPCへ引継ぐとされているため、共同企業体は出てこないと思われます。この第4項は本事業には適用ないと理解して宜しいでしょうか？	No.9の回答のとおりです。
11	2	5	2,3			業務目的物	第5条2項、3項に「業務目的物」という用語が出てきますが、定義をお願い致します。 また、第2項の「業務目的物を発注者に引渡す」、第3項の「業務目的物を完了する」の意味をご教示ください。	業務目的物は、整備対象施設又は運転維持管理対象施設です。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	条	項	号	目			
12	3	6	2			発注者の責任	「原水の水質が要求水準書等に定められた原水引き渡し条件を満足できない場合」とありますが、他方、要求水準書1.4 3)イ)では、「原水引渡し条件については、目安とする。」とあります。「目安」であるとする、「原水の水質が要求水準書等に定められた原水引き渡し条件を満足できない場合」に該当するかどうかは明確に判断できずトラブルとなる恐れがあります。この第6条2項の判断にあたっては、要求水準書表1-5に記載された「原水引渡し条件」に該当しなければ「原水の水質が要求水準書等に定められた原水引き渡し条件を満足できない場合」に該当すると考えて宜しいでしょうか？	要求水準書表1-5に記載された「原水引渡し条件」を満足できない場合に該当するか否かは協議によって定めます。
13	3	6	3			発注者の責任	括弧内の「前条3項」とは、正しくは「第4条3項」ではないでしょうか？	前条3項を第4条3項に修正します。
14	6	11	3	-	-	本業務の実施体制について	(別紙5)に掲げるものとする示されていますが、別紙5では右上部に〔記入例〕と表示されていることから、第21条～第25条を満たしていれば、実施体制は事業者の裁量で良いとの理解でよろしいでしょうか。	別紙5の右上部に表示されている〔記入例〕を削除します。
15	6	11	5			「リスクとその責任分担」(別紙7)	別紙7は、実施方針(改訂された最新のもの)の「13 本組合と事業者の責任分担」の中の表のうちの「(共通事項)」と「(維持管理・終了)」の部分と同じであるとの理解です。この解釈にあたっては、本業務の公募手続きにおいて公表された「実施方針に関する質問回答書」が適用されると理解いたしますが、ご確認下さい。	ご理解のとおりです。別紙7のリスク分担の解釈については、「実施方針に関する質問回答書」が適用されます。
16	7	16	2			サービス対価の額について	サービス対価の額は、80で均等に除した額とあります。20年間で年4回として計算したものと考えますが、内容は令和7年1月10日から令和27年3月31日の242カ月と21日間の費用を80で除するとの認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおり、運転維持管理習熟期間の費用を含めてください。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	条	項	号	目			
17	7	16	3			電力従量料金	「電気従量料金」とは、電力基本料金を含む電力料金全てと読み替えてよいでしょうか。	原文のとおりとします。
18	7	16	4			修繕費	統合浄水場の修繕費は、提案時に比べ増減が発生したとしても、提案書に提示した修繕計画に合わせて対価が支払われるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	8	21	1	-	-	業務遂行管理責任者1名の組織又は配置について	組織と配置の定義について、ご教示ください。	「組織又は」を削除します。
20	8	21				業務遂行管理者などの配置について	SPC内に配置するのは、受託水道業務技術管理者であり、業務遂行管理責任者及び統括責任者の配置は事業者の裁量によるとの理解でよろしいでしょうか。	第22条、第23条の規定により、業務遂行管理責任者と統括責任者を配置することを求めます。なお、No. 58の回答も合わせて参照ください。
21	9	22				統括責任者	「運転維持管理業務」の統括責任者と、「設計・建設業務」の統括責任者は、同一でないとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	9	23	4			業務遂行管理責任者	業務遂行管理責任者と統括責任者とを兼ねることは可能でしょうか。	業務遂行管理責任者と統括責任者の兼務は認めていません。別紙5を変更しましたので、参照ください。
23	9	24	4	-	-	現場責任者の兼務について	「現場責任者は、業務遂行責任者又は統括責任者を兼ねることができる」と示されており、業務遂行責任者又は統括責任者が現場責任者を兼ねることができることも解釈できます。1例として、統括責任者が統合浄水場関連の現場責任者と場外施設の現場責任者を兼ねることができるでしょうか。あわせて、各責任者の兼務不可の条件が有りましたら、ご教示ください。	第25条1項及び2項により、統合浄水場関連施設と場外施設の現場責任者を兼務することはできません。別紙5を変更しましたので、参照ください。なお、No. 58の回答も合わせて参照ください。
24	10	26	3	(2)		(監督職員)について	「本業務契約の履行に関する受注者との協議又は指示」とありますが、指示を受ける者は現場責任者（業務遂行管理者及び統括責任者を兼務している者も可）との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	条	項	号	目			
25	12	33	4			定期モニタリング	「前四項に係る費用については、受注者の負担とする。」とありますが、他方、別紙11の1(2)では「モニタリングの実施に際し、発注者に発生した費用は発注者が負担し、それ以外に受注者に発生した費用は受注者が負担する。」と規定されているため、これらの適用関係をご教示ください。	第34条4項の「前四項に係る費用については、受注者の負担とする。」を削除します。なお、No. 58の回答も合わせて参照ください。
26	12	33	4			定期モニタリング	「前四項」とありますが、正しくは「前三項及び本項」ではないでしょうか？	No.25の回答のとおりです。
27	14	41				一般的損害	第41条の損害は、「次条第1項及び第3項に規定する損害を除く。」とありますが、第41条の「業務履行による損害」と第42条1項の適用される損害の区別が不明確なので、どのように区別して適用されるか具体的にご教示ください。	具体的な想定はありませんが、原文のとおりとします。
28	14	42	3			損害賠償	「第53条(契約の解除)との表現がありますが、契約の解除は第52条に規定されています。ご確認をお願いします。	No. 58の回答のとおり、第11条追加に伴い以下条項が繰り下げになりますので、原文のとおりとします。
29	14	42	3			損害賠償	「第53条(契約の解除)第1項」とありますが、正しくは「第52条(契約の解除)第1項」ではないでしょうか？	No.28の回答のとおりです。
30	14	42	4			損害賠償	「第53条(契約の解除)との表現がありますが、契約の解除は第52条に規定されています。ご確認をお願いします。	No.28の回答のとおりです。
31	14	42	4			損害賠償	「第53条(契約の解除)第2項」とありますが、正しくは「第52条(契約の解除)第2項」ではないでしょうか？	No.28の回答のとおりです。
32	14	42	5			損害賠償	「第53条(契約の解除)との表現がありますが、契約の解除は第52条に規定されています。ご確認をお願いします。	No.28の回答のとおりです。
33	14	42	5			損害賠償	「第53条(契約の解除)第3項」とありますが、正しくは「第52条(契約の解除)第3項」ではないでしょうか？	No.28の回答のとおりです。
34	14	42	3-5			契約解除の規定の引用	第53条が引用されていますが、第52条ではないでしょうか？ご確認お願い致します。	No.28の回答のとおりです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	条	項	号	目			
35	14	43	3			修繕工事の費用	場外施設の修繕工事の費用は、別途清算対象との理解でよいでしょうか。 また、修繕工事の費用が1件当たり50万円（消費税を含む）を超えた場合は、その超えた分の費用は変更対象との認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	14	43				修繕工事について	1件当たり50万円(消費税含む)以上の修繕工事は、貴組合で負担されるとの理解でよろしいですか。	No. 35の回答のとおりです。
37	15	46	4			不可抗力による損害	「発注者は、かかる不可抗力により各年度に生じた追加費用のうち、サービス対価の年度総額の100分の1を超える額を負担」とありますが、100分の1未満については事業者負担との理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
38	17	52	1	1		契約の解除	要求水準未達の場合については、この条項ではなく、別紙11の2(8)「契約解除」の規定が適用されるとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	条	項	号	目			
39	17	52	1	6		契約の解除	<p>「業務」は範囲が広いと、そのいずれかについて、「受注者の責に帰すべき事由によって遂行が困難となった」場合に解除事由となると、広すぎてバランスを欠くと思われま す。「債務不履行」になった場合ではなく「遂行が困難になった」場合としているのも、非常に広く適用される可能性が払拭され ません。一般的には、このような広い解除条 項は設けられていないとの理解です。また、 実際には他の解除事由に該当しないためにこ の号を適用して本契約を解除する場合には、 軽微な事由に基づく解除となってしまうと、 法的有効性に疑問が生じる可能性が高いと思 われます。</p> <p>ご懸念のような主要な業務が履行できなくな る事態は、本条項の他の号ですでに網羅され て発注者に解除権が発生するため、この第6 号は削除いただけませんか？</p> <p>または、もし第6条を残す場合は、たとえば 「その他受注者の責に帰すべき事由により、 本業務の主要な業務につき本契約に沿った遂 行が不可能と合理的に判断されるとき。」の ように、解除相当の理由があることが客観的 に明確な場合に限定していただけませんか？</p>	<p>原文のとおりとします。</p>

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	条	項	号	目			
40	17	52	1	7		契約の解除	<p>「受注者の株主である各企業の一」について手形不渡りがあった場合等が無催告解除事由とされています。ただ、募集要綱第3章3.2などの記載によれば、本事業では設計企業、土木建築企業などと、複数の地元企業複がSPCの出資者となることが要求されていますが、これらSPCの株主はその全社が運転維持管理業務に関与するものではありません。たとえば運転維持管理業務を行わないSPC株主が不渡りを出したとしても、運転維持管理業務の履行自体は影響を受けません。従って、このような場合には、これにより本契約の無催告解除事由とする必要はなく、必要に応じて当該株主の保有するSPC株式を他の株主が譲り受ける等することで、本契約は通常通り履行されることとなります。</p> <p>従いまして、本第7号については、「受注者」の破産等だけに絞るか、または「受注者又は受注者の株主のうち受注者から運転維持管理業務の一部を受託している企業」の破産等だけにしていただけませんか？ または、受注者の株主の破産等の場合は、それにより本業務の主要な業務の履行が不可能となる場合などに絞っていただけませんか？</p>	原文のとおりとします。
41	17	52	1	(7)		契約の解除	<p>受注者(=SPC)の株主の1社が該当した場合、無催告解除できる規定となっています。この場合でも、他株主が出資分を買い取るなど本契約の継続のために必要な対応を取る場合は、契約継続が基本と考えてよろしいでしょうか。</p>	代表企業が本項に該当した場合は規定どおりとし、代表企業以外の構成企業が本項に該当した場合はご理解のとおりです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	条	項	号	目			
42	17	52		(7)		(契約の解除) について	「受注者又は受注者の株主である各企業の一が、(中略)又は第三者によって倒産手続開始申立てがなれさ開始決定があったとき」とありますが、これほどの長期契約下において「各企業の一が」の条件は、いささか厳しいように感じます。この原因によりSPCの経営又は運営が著しく困難と判断された場合としていただけないでしょうか。	No.41の回答のとおりです。
43	20	59				保険について	水道賠償責任保険とは、公益社団法人日本水道協会の保険名称と考えます。日本水道協会の保険にかかわらず、第三者を対象とした賠償責任保険であれば、よいとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	20	60	4	(6)		秘密保持と情報開示	不特定の者に開示する場合とありますが、どのような場面が想定されますでしょうか。その場合、どのように秘密が保持されるのか、秘密保持の手段・方法についてご教示ください。	第61条4項(6)の記載内容のとおりです。この場合、情報は開示されます。なお、No. 58の回答も合わせて参照ください。
45	21	62	1	-	-	知的財産権の帰属について	「(前略)報告書に係る著作権の帰属に関しては、(後略)」と示されていますが、この報告書の定義をご教示ください。	第41条(記録の保存)に示す報告書等を示します。なお、No. 58の回答も合わせて参照ください。
46	22	66	1			談合その他不正行為による解除	柱書に「第53号第1項」とありますが、正しくは「第52条第1項」ではないでしょうか？	「第53号第1項」を「第53条第1項」に修正します。
47	23	66	2			談合その他不正行為による解除	本契約が解除されて本条項の適用により損害賠償額(違約金)が支払われる場合は、第42条第3項の違約金は課されないと理解して宜しいでしょうか？	第67条第2項と第43条第3項が課されます。なお、第67条第2項を変更しますので、合わせてご確認ください。なお、No. 58の回答も合わせて参照ください。
48	24	8				情報セキュリティガイドライン	「情報セキュリティガイドライン」は、第4版が平成31年3月に改版されているため、最新に準拠すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	28	19	2			罰則	引用されている条例について「燕市市個人情報保護条例」と「市市」が連続で記載されています。誤記と考えます。	ご指摘に従って修正します。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	条	項	号	目			
50	30	別紙3		-2	⑦	本業務の内容【統合浄水場の運転維持管理業務】	(2) 保守点検業務の⑦に「上記①から⑦まで」とありますが、正しくは「上記①から⑥まで」ではないでしょうか？	「上記①から⑦まで」を「上記①から⑥まで」に修正します。
51	30	別紙3		-2		本業務の内容【場外施設の運転維持管理業務】	(2) 保守点検業務に⑦が抜けております。	⑧を⑦に、⑨を⑧に修正します。
52	31					別紙3	「統合浄水場の運転維持管理業務」の「(17) 災害、事故及び緊急時対応業務」には「①夜間・土日祭日における、災害緊急における発注者職員への連絡」のみ記載されていますが、要求水準書に記載の内容が含まれると理解してよろしいでしょうか。 (「場外施設の運転維持管理業務」についても同様)	ご理解のとおりです。なお、「場外施設の運転維持管理業務」についても同様です。 運転維持管理業務委託契約書(案)を変更します。
53	48	別紙11	3	-1	エ	基本的な考え方	後段に「減点を挽回する機会(ボーナスポイント)を与える」とございますが、具体的なボーナスポイント付与のフローが記載されておりません。どのような場合にボーナスポイントが付与されるのでしょうか？ また、このボーナスポイントは、「エ」で記載されておりますが、「違反の程度が低い場合(減額ポイントが5P以下)」の場合のみがボーナスポイントの対象となるのでしょうか？	受注者が提案した水準を超えて、当該水道事業又は住民に多大な貢献をした場合、受注者にボーナスポイントを与えることができ、ボーナスポイントの付与は発注者が決定します。 また、ボーナスポイントは「違反の程度が低い場合(減額ポイントが5P以下)」のみを対象とします。
54	49	別紙11	3	-3		サービスの対価の減額又は保留	第2段落目の「3か月分の減額ポイント」の「3か月」とは、サービス対価の対象期間である四半期ごとが対象となると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

見出し符号						項目名	内容	回答
No	頁	条	項	号	目			
55	51					別紙12	「なお、①の本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等とは、特に本業務に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、受注者に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。」とありますが、たとえば水道法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法などは、①に該当すると理解して宜しいでしょうか？もし該当しない場合は、具体的にどの法令等が①に該当するかご教示下さい。	ご理解のとおりです。設計・建設業務請負契約書（案）に関する質問回答書No. 19の回答も合わせて参照ください。
56	52	-	1	-	-	サービス対価の改定率について	サービス対価の改定率の算出方法に示された加算する変動率が各指標となっております。指標ごとの費用に対して改定率を乗算してサービス対価を算出するとの理解でよろしいでしょうか。 ※具体例をお示し頂けないでしょうか。	ご理解のとおりです。具体的方法として、指標ごとの費用に対して改定率を乗算してサービス対価を算出します。
57	53	-	-	-	-	電気料金の改定率について	電気料金の改定率については、月次で変動する燃料調整単価や年次で変動する再エネ賦課金単価も含まれ、年度ごとの単価の加重平均値が対比されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58					6	契約保証金について	契約保証金について、運転維持管理業務委託契約書（案）に保証金の条件や免除等の記述がありません。条件等がありましたらご開示願います。	運転維持管理業務委託契約書（案）に契約保証金に関する条項を追記します。なお、第11条追加に伴い以下条項が繰り下げになります。
59						契約保証金	表紙にて、契約保証金という項目がありますが、本文含めその説明がありません。説明をお願い申し上げます	No.58の回答のとおりです。